

2025（令和7）年度 東京都予算に対する要望

2024（令和6）年12月23日

東京都議会立憲民主党
政務調査会

目次

○人手不足・人材不足、賃上げ等	1
（人手不足、人材不足対策、賃上げの推進）	1
（東京都関係）	3
（女性活躍、家庭における男性の活躍推進）	4
○若い世代の生活応援、子ども子育て支援	5
（若い世代への支援）	5
（子ども子育て－学校教育関係）	6
（子どもの事故防止対策等）	8
（子どもにかかるきめ細やかな支援策）	9
○多様性を大切にする社会の実現	11
（東京2025デフリンピック大会を契機とした社会変革）	11
（東京都関係）	11
（障がい者雇用）	12
（人権施策）	12
○安全安心な環境政策の実現	13
（都民の安全・健康の確保）	13
（2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションの実現）	14
（持続可能な資源利用の推進）	15
（都市の緑と自然環境・生物多様性の保全・再生）	16
○平和、文化、スポーツ、地域力向上	17
（文化事業、平和事業の推進）	17
（スポーツの振興）	17
（多文化共生と地域力向上の推進）	18
（男女平等参画社会の実現）	18
（都民の安全・安心、消費者行政の推進）	18
○住まいは人権（住宅政策）	19
（住宅の供給と住宅環境の向上）	19

○高齢者・障害者の暮らしを守る（福祉と保健医療）	20
（高齢者施策の推進）	20
（障がい者施策の推進）	21
（地域福祉の推進）	22
（健康づくりの推進）	22
（医療政策の推進）	23
（健康安全施策の推進）	23
（感染症対策の推進）	23
○まちづくりの推進、地域と産業の振興	24
（都民などの理解と共感を得る都市計画と事業の実施）	24
（都市基盤の整備）	24
（市街地整備と耐震まちづくり）	26
（道路や河川、公園などの整備について）	26
（産業の振興）	28
（雇用確保と働き方改革の推進）	28
（都内産業の振興）	28
（農林水産業の振興）	31
（サステナブルな市場経営と都民ニーズへの対応）	32
（東京港、臨海部及び島しょ地域の基盤などの整備と物流機能の強化）	33
○災害、犯罪などへの備え	34
（防災対策の強化）	34
（犯罪の抑止、検挙対策）	36
（消防、救急活動）	37
○公正な都政運営、行財政改革の推進	37
（公正な都政運営と情報公開）	37
（地方自治の拡充と都財政）	38
（多摩の地域振興）	39
（島しょ地域の振興）	40
（DXの推進）	40
（税）	41
（公営企業経営の不断の見直し）	42

☆印重点項目

○人手不足・人材不足、賃上げ等

(人手不足、人材不足対策、賃上げの推進)

- ☆1 社会的な人手不足問題については、企業活動への甚大な影響、働く人の負担増など深刻な状況にあることから、子育てや介護、年齢を問わず働くことができる、労働慣行の変革に取り組むこと。(産業労働局)
- ☆2 物流の2024年問題への対応、ドライバーの負担軽減のため駐車対策に取り組み、荷さばき用駐車スペースの確保を早急に進めること。また、実態調査を進め、対応を実施すること。(都市整備局)
- ☆3 バスの運転手不足などの課題解決に向け、国などと連携して支援の充実を図ること。(都市整備局)
- ☆4 「2024年問題」の実態を踏まえた、躍進的な事業推進のための設備投資支援事業などの運輸・物流・建設業を支援する事業に取り組むこと。(産業労働局) 再掲
- ☆5 運輸業界の人材確保について、タクシードライバーの確保、育成、デジタル化等による業務の効率化を急ぐべきであり、タクシー業界と連携してドライバーの確保、育成などへの支援を、急ぎ行うこと。(産業労働局)
 - 6 タクシー運転手はコロナ禍での需要激減による離職者が多数に上っており、需要の増加に対応できていないことから、運転手の確保を支援すること。白タク対策に取り組むこと。(都市整備局)
 - 7 建設業における2024年問題、熱中症対策などを踏まえた建設業安全・健康計画の変更にもとづいて、建設工事従事者の安全や健康確保を推進すること。(都市整備局)
- ☆8 社会資本の整備・維持管理を行うために、建設業における週休2日制確保工事の実現を進めるとともに、現場従事者の収入を減らさない取り組みを示すこと。(建設局)
 - 9 災害時も含めた看護職員を確保するため、潜在看護師の掘り起こしや新規養成を促進するとともに、処遇改善に取り組むこと。(保健医療局)
- ☆10 観光、建設、運輸、環境の業界や、介護業など産業分野別での人材確保・就職支援に取り組み、人手不足の解消に徹り取り組むこと。(産業労働局)
- ☆11 公共工事の品質確保・持続可能な建設業の実現に向け、第3次担い手3法が求める処遇改善、価格転嫁、働き方改革環境整備に向け、取り組むこと。(産業労働局)
- ☆12 介護人材の確保・育成・定着に向けて、家賃支援やキャリアアップ支援など、処遇改善を進めること。また、ケアマネージャーへの就業奨励金の給付をはじめ、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策の強化、訪問系介護職員に対する暑さ対策に取り組むこと。(福祉局)
 - 13 障害福祉の人材の確保・育成・定着に向けて、居住支援特別手当等による処遇改善を図るとともに、強度行動障がい対応力向上に向けた研修実施や小規模事業所への定着支援を実施すること。(福祉局)
- ☆14 物価高を上回る賃金引き上げとなるよう、また、人手不足対策にも資する賃上げを後押しすることで、都民の暮らしを支えること。(産業労働局)
- ☆15 賃上げが進むよう、知事が率先して賃上げ気運を盛り上げ、持続的な賃上げが行

- われるよう後押しすること。(産業労働局)
- ☆16 賃上げに取り組む企業の支援などの規模数を増やすとともに、その成果を把握すること。(産業労働局)
 - 17 非正規雇用者の手取りを増やす、物価高に対応した最低賃金の引き上げを都としても後押しすること。(産業労働局)
 - ☆18 配偶者手当の見直しや社会保険加入の促進など「年取の壁」対策支援に取り組むこと。(産業労働局)
 - ☆19 カスハラ防止条例によって、カスハラのない東京を実現し、カスハラ被害を防止する対策を強化すること。(産業労働局)
 - ☆20 カスタマーハラスメント防止対策推進事業に取り組み、カスハラ対策指針やマニュアルの整備、カスハラの被害を受けた方の相談、ケア対策など健康被害に適切に対応する体制を整え、カスハラを防止すること。(産業労働局)
 - ☆21 全ての業界や自治体などにおいてカスハラの被害が減り、防止への実効力を高めるガイドラインや業界向け共通マニュアルを作成し、業界団体や企業などに提示すること。国で法整備が行われた際には更新して示すこと。(産業労働局)
 - ☆22 十分な収入が安定して見込めることや妊娠、出産による収入減収リスクが低減ことが結婚や出産、育児への後押しとなることを踏まえて、若者の正規雇用化に積極的に取り組むこと。(産業労働局)
 - 23 若者世代の職場定着促進事業を実施すること。(産業労働局)
 - ☆24 成長分野や人手不足の分野に働き手を移動させ、継続的な賃上げを促す環境整備の一環として、DXやGX人材の確保・育成策、人手不足の業種、職種の人材確保策、また、職場のニーズに合わせた公共職業訓練、民間における職業能力開発などの大幅な拡充に取り組むこと。(産業労働局)
 - ☆25 都民の暮らし安定のため、不本意非正規の正規雇用への転換を推進するとともに、同一労働同一賃金に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組むなど、雇用の安定化を後押しする取り組みを推進すること。(産業労働局)
 - ☆26 就職氷河期世代、それ以降の世代の非正規雇用者に対して、正社員化をさらに進めるなど対策に取り組むこと。(産業労働局)
 - ☆27 労働相談体制の機能強化を図ること。ハラスメント相談の推進も含めた防止対策を推進すること。(産業労働局)
 - ☆28 職業能力開発センターでは、在職者や求職者、事業者のニーズを踏まえたさまざまな訓練を行うことで、受講生の就職へのサポートに引き続き取り組み、人への投資の推進に取り組むこと。(産業労働局)
 - 29 地域における高齢者の就業機会を創出し、高齢者の就業促進を図るとともに、新たな仕事や魅力ある活動の開拓に取り組むシルバー人材センターを支援し、就業を促進すること。シルバー人材高齢ひとり世帯等サポート事業を実施すること。(産業労働局)
 - ☆30 スポットワーカーをはじめとして、高齢者など経験年数が短い職場で働く人の安全に対する取り組みを行うこと。(産業労働局)
 - 31 長期失業者に向けたフォローアップ支援、合同面接会を行うこと。(産業労働局)

3 2 「公労使会議」を開催し、賃上げやハラスメント対策など公労使が一体となって取り組むべき課題を共有、改善・解決策を協議すること。公労使で検討部会を設置して、具体策などを議論し、実践すること。(産業労働局)

(東京都関係)

- ☆1 民間の採用意欲が高水準となっていることなどを踏まえ、有能で意欲のある人材を確保するための取り組みを強化するとともに、多様な人材の活用にも取り組むこと。(人事委員会事務局)
- ☆2 都におけるワーク・ライフ・バランスについて、超過勤務の縮減、柔軟な働き方や各種休暇・休業制度の活用にかかる見えないバリアやアンコンシャスバイアスをなくし、より一層促進されるよう取り組むこと。(人事委員会事務局)
- ☆3 東京都における会計年度任用職員については、各局における採用状況について点検するとともに、同一価値労働同一賃金の原則に則り、処遇改善を行うこと。(総務局)
- ☆4 会計年度任用職員について、公募によらない再度任用の上限回数設定については、国や他の自治体の動きも踏まえ、見直すこと。(総務局)
- ☆5 都営交通の人材確保の観点からも、カスハラ防止対策を推進するとともに、職員に対するメンタルヘルス対策を強化すること。また、合理的配慮が必要な乗客への対応が、引き続き適切になされるよう取り組むこと。(交通局)
- 6 都道整備にかかる境界確定について、遅延がないよう職員の確保育成、アウトソーシングやデジタル化に取り組むとともに、開発行為の申請や土地取引に支障を来さない土地境界の証明への対応を早急に検討すること。(建設局)
- ☆7 子育て家庭への訪問指導員の処遇改善と質向上に取り組むとともに、ヤングケアラーへの支援や虐待の未然防止に取り組むこと。(福祉局)
- 8 学童クラブについて、職員の処遇改善に取り組むなど、待機児童を早期に解消するとともに、質向上に取り組むこと。(福祉局) 再掲
- ☆9 教員の人材不足について、正規職員の確保に取り組み、臨時的任用教員で対応する場合であっても、学校現場の負担としないこと。とりわけ、産休・育休代替教職員の確保は、前倒し任用など、都教委の責任で行うこと。
- 1 0 教員配置でも三多摩格差が生じないように、実態を調査するなど、適切に対応すること。また、教員の離職防止に向け、メンタルヘルス対策を拡充すること。
- 1 1 小学校の教員確保では、千葉県への流出も懸念されることから、都としても奨学金返済支援制度を創設するなど、危機感を持って、対策を講じること。(教育庁)
- ☆1 2 入札契約制度改革は、都民に信頼され、還元できる制度を構築すること。(財務局)
 - (1) 官製ワーキングプアをなくすとともに、公共サービスの質向上を図る観点から公契約条例の制定に取り組むこと。
 - (2) 労務単価を適切に見直すなど、建設業の働き方改革を推進すること。
 - (3) 現状を把握するため、公契約における労働条件・労働環境調査を行うこと。
 - (4) 建設業で働く人たちのキャリアが賃金上昇につながるよう総合評価に取り入れるなど、建設キャリアアップシステムの活用を推進すること。

- (5) 一般競争入札や総合評価方式の適用拡大を行うとともに、談合など不正行為の排除を行い、公正で透明な契約の確保とコストの削減を実現すること。
- (6) 各種業界団体や学識経験者などとの意見交換の場を増やし、契約制度や工事技術などの革新、現状把握に努めること。
- (7) 東京都発注の工事代金について、迅速な支払いが行われるよう今後とも取り組むこと。

- 1 3 都庁のデジタル人材の確保・育成のため、リスキリング人材強化研修、伴走型若手DX人材育成事業などを実施すること。(デジタルサービス局)
- 1 4 東京港の運営におけるDXの推進では、東京港の国際競争力を強化する観点で取り組むとともに、物流改革が進むなか、港湾労働者の処遇改善など、人材の確保・育成を踏まえて実施すること。(港湾局)
- ☆1 5 都職員の採用では、3障がいのバランスを取りながら必要な取り組を行うこと。また、障がい者が一般就労に向けた経験を積めるよう、一年以上のチャレンジ雇用や、短時間雇用など多様な働き方を導入すること。(総務局)
- ☆1 6 障がい雇用については、雇用率の達成をゴールとはせず、障がいに対する職場の理解を促し、能力や適性に応じて働き続けられるよう取り組むこと。(総務局、福祉局)
- 1 7 都立大学において、グローバルに活躍する高度専門職人材育成など、各種研究・教育に取り組むこと。(総務局)
- 1 8 都立大学において、社会人が多様で学術的・専門的な知識を得る機会を提供するとともに、さらなる活躍が可能となる人材の育成を図ること。(総務局)

(女性活躍、家庭における男性の活躍推進)

- ☆1 ジェンダーギャップの解消に向けて、ジェンダー主流化の概念を職員ひとりひとりが理解するよう、研修等の取り組を推進すること。(総務局)
- ☆2 東京都パートナーシップ制度にもとづく施策の実効性をより一層高めるため、自治体独自の制度の導入を促進するとともに、連携を進めること。また、医療機関をはじめとした民間事業者における理解・対応が進むよう働きかけを行うこと。性別を問わず利用できるパートナーシップ制度を実現すること。(総務局)
- ☆3 選択的夫婦別姓の早期実現に向け、国に対して強く働きかけること。(総務局)
- ☆4 東京都予算のすべてをジェンダー平等の視点から総点検するジェンダー予算への取り組を推進すること。(財務局) 再掲
- ☆5 女性のキャリアアップ等への支援や女性管理職の登用を推進するとともに、ジェンダーギャップ比率が大きい分野での就業体験の拡充など、男女平等参画社会を推進すること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- ☆6 アンコンシャスバイアス解消に向けて、小学生や保護者をターゲットに広く普及啓発を推進すること。また、都庁職員への研修など、都の事務事業からアンコンシャスバイアスをなくすこと。(生活文化スポーツ局) 再掲
- ☆7 女性活躍のためには、家庭における男性活躍を推進する必要があることから、男性が主体的に家事・育児を行うよう、男性の意識改革、職場の意識改革を推進すること。

- また、「名もなき家事」の普及啓発を図ること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- ☆8 テレワークが難しい業種に対する伴奏型の支援を実施することや従業員のニーズに合わせたテレワークの推進、女性がキャリアを継続しやすいテレワークの導入を促進させるなど、企業におけるテレワークをさらに普及、推進すること。(産業労働局)
 - ☆9 男女を問わず、子育てをしながら働き続けられるよう、生活と仕事との両立が進めるため、日本的雇用の変革に取り組むこと。(産業労働局)
 - ☆10 男性の育児休業の取得促進を図るため、各企業に配偶者の妊娠・出産を届け出た人への育休制度の周知や意向の確認、育休取得率の公表などを推進すること。
 - 11 働くパパママ育児応援事業などを通じて、育休取得の取り組みを強化すること。育児休業を経験した男性を推進リーダーとし、育児休業を波及させる企業を後押しすること。(産業労働局)
 - ☆12 働く人のチャイルドプランサポート事業の制度充実によって、多くの人々が自分らしく働けるよう、環境づくりに努めること。(産業労働局)
 - ☆13 女性が活躍する上で、学生への教育推進や企業側の意識変革、アンコンシャスバイアスの是正など、それらを阻むさまざまな課題への対応が必要である。女性活躍基本条例の制定を目指す上で、総合的な対策に取り組むこと。(産業労働局)
 - 14 女性やシングルマザーの雇用就業支援では、社会全体で子育てをサポートする環境整備、子育て優先の社会の実現に向けて積極的な取り組みを行うこと。働く女性が抱える課題に対応する拠点を新たに開設し、女性の働き方や活動の基盤づくりを後押しすること。(産業労働局)
 - ☆15 女性管理職を増やすことや非正規雇用者を管理職に登用すること、非正規雇用者に退職金制度を新設することなど、男女間賃金格差の縮小を後押しし、女性従業員の処遇改善を促進する企業を支援すること。(産業労働局)
 - ☆16 男女間賃金格差の是正については、女性のキャリア展望を支援する企業の好事例を示すなど、都が推奨企業に指定することで、男女間賃金格差の是正に取り組むこと。(産業労働局)
 - ☆17 女性の働く意欲を減退させ、活躍の場を奪うセクシャル・ハラスメント対策を強化すること。(産業労働局)
 - 18 保育や介護、幼児教育やさまざまなケアワークなど、女性職場と思われがちな業界にも着目して、他の業界との賃金格差を是正していくこと。(産業労働局)
 - ☆19 家族の介護・看護による離職者が増えていることから、介護離職の防止対策を強化するとともに、介護と仕事の両立支援のさらなる強化に取り組むこと。(産業労働局)

○若い世代の生活応援、子ども子育て支援

(若い世代への支援)

- 1 少子化対策として、若年層や子育て世帯が将来展望を描ける雇用・就労対策に本気で取り組むこと。(産業労働局)
- ☆2 都として子育て世帯の家賃負担の軽減、住まいのサポートを実施すること。(住宅

政策本部)

- ☆3 民間賃貸住宅に住む多子世帯に対する家賃補助制度を創設するなど、子育て世帯の住居費負担の軽減に取り組むこと。(住宅政策本部)
- ☆4 若年者・中年単身者の就労支援が必要な人に対して、都営住宅と同水準の負担で住み続けられる支援策を構築すること。(住宅政策本部)
- ☆5 東京こどもすくすく住宅認定制度や子育て世帯向け優良賃貸住宅、東京こどもすくすく住宅供給促進事業、子育て世帯向け補助事業などにより、子育てしやすい環境づくりを促進すること。(住宅政策本部)
- ☆6 十分な収入が安定して見込めることや妊娠、出産による収入減取リスクが低減ことが結婚や出産、育児への後押しとなることを踏まえて、若者の正規雇用化に積極的に取り組むこと。(産業労働局)
- 7 若者世代の職場定着促進事業を実施すること。(産業労働局)
- ☆8 成長分野や人手不足の分野に働き手を移動させ、継続的な賃上げを促す環境整備の一環として、D XやG X人材の確保・育成策、人手不足の業種、職種の人材確保策、また、職場のニーズに合わせた公共職業訓練、民間における職業能力開発などの大幅な拡充に取り組むこと。(産業労働局)
- 9 若者と地域のつながりを創出するとともに、町会・自治会の加入促進に向けて取り組むなど「地域力」向上を推進すること。また、町会・自治会への支援については、体力のない町会・自治会も含めて支援策を講じること。防災用品の全額助成など、一時的な支援ではなく、防災訓練などを通じて、継続的な地域のつながりの強化に取り組むこと。(生活文化スポーツ局)

(子ども子育て－学校教育関係)

- ☆1 義務教育の完全無償化(教材費も含む)に向けて取り組むこと。また、高等学校でも、授業料をはじめ、教育の無償化に向けて取り組むこと。(教育庁、生活文化スポーツ局)
- ☆2 大学課程も含めた給付型奨学金制度を創設すること。(政策企画局)
- ☆3 都立学校をはじめ、すべての区市町村で学校給食が無償となるよう財政支援すること。学校給食のオーガニック、地産地消を推進すること。(教育庁)
- 4 すべての特別支援学校で医療的ケア児の保護者付添期間を短縮すること。また、特別支援学校スクールバスについて、管理システムの導入などにより、安全な登下校の促進や保護者・学校の負担軽減を図ること。(教育庁)
- 5 近接する特別支援学校と都立高校にて協働活動を実施する取り組みを進めるとともに、バリアフリー化等の環境整備を実施するなど、インクルーシブな教育環境を整備すること。(教育庁)
- 6 都立特別支援学校について、盲学校では、歩行訓練士(視覚障害生活訓練等指導者)資格のある教員の全校配置の推進や多様な児童・生徒を想定したI C T端末配備などの拡充、視覚障害担当教員の配属と育成を進めること。また、ろう学校において、常駐の手話通訳者・支援員の配置や校舎・設備の温暖化対策を進めること。さらに、肢体不自由学校で、I C T機器を活用した教育の充実とD X化の推進を図るとともに、

インクルーシブ教育理解における副籍交流と学校間交流の推進、学校卒業後における切れ目ない学びと生涯学習の充実を図ること。(教育庁)

- ☆7 学び直したいと決意した子どもが着実にチャレンジスクールに入学できるよう、定員拡充など、受入体制を整備すること。夜間定時制高校の募集停止は、慎重に対応すること。(教育庁)
- ☆8 小中学校における不登校児童生徒への支援を強化するため、校内別室指導を進めるとともに、支援員の対応力底上げに向け、採用や研修についても支援すること。また、校内別室指導を行う中学校への教員配置や学習環境の整備を進めること。都立高校での校内別室指導を進めるなど、不登校生徒に対して寄り添った対応を推進すること。(教育庁)
- 9 不登校への支援充実として、中学校におけるチャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の設置を拡大し、指導を行う教員を配置するとともに、学習環境の整備等を進めること。また、中学校を巡回して不登校対応に関する支援を行う教員の配置を拡大すること。(教育庁)
- 10 不登校特例校を増やすなど、多様な受け皿を設けること。また、フリースクールの調査結果を活かし、他局とも連携して、支援強化を図ること。(教育庁)
- 11 仮想空間上にバーチャル・ラーニング・プラットフォームを構築し、居場所・学びの場を整備して自治体等に提供するとともに、校内別室指導を行う都立高校でも活用すること。(教育庁)
- ☆12 いじめ対策として、教師への研修など現場の対応能力向上を図るとともに、専門人材の配置を進めること。また、スクールカウンセラーの配置を拡大するとともに、スクールカウンセラーが、腰を据えて子どもからの相談に対応できるよう雇用環境を改善すること。(教育庁)
- 13 生徒の英語力向上に向けて、都内と海外の中高生との英語によるオンライン交流等をはじめ、都立高校生等の海外派遣事業を実施すること。グローバル人材やものづくりのスペシャリスト育成に向けて取り組むこと。(教育庁)
- ☆14 英語スピーキングテストは、さまざまな課題があることから、都立高等学校の入学選抜に活用しないこと。(教育庁)
- 15 包括的性教育を推進するとともに、生命(いのち)の安全教育を推進すること。(教育庁)
- ☆16 教員の人材不足について、正規職員の確保に取り組み、臨時的任用教員で対応する場合であっても、学校現場の負担としないこと。とりわけ、産休・育休代替教職員の確保は、前倒し任用など、都教委の責任で行うこと。教員配置でも三多摩格差が生じないように、実態を調査するなど、適切に対応すること。また、教員の離職防止に向け、メンタルヘルス対策を拡充すること。

小学校の教員確保では、千葉県への流出も懸念されることから、都としても奨学金返済支援制度を創設するなど、危機感を持って、対策を講じること。(教育庁)(再掲)
- 17 都教育委員会は、障がい者の法定雇用率を守ること。(教育庁)
- ☆18 教員の働き方改革として、学校・教員以外でも担うことが可能な業務の外部委託

を推進すること。各学校の業務改革を支援するとともに、校務のデジタル化を推進すること。副校長への支援員やスクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタントの配置を促進するとともに、部活動外部指導員の配置を拡大するなど、外部人材の活用を推進すること。(教育庁)(再掲)

- 1 9 部活動の地域移行について、区市町村への支援を強化するとともに、経済的理由によって、子どもたちに格差が生じないように、子どもの視点も大切にしながら取り組むこと。(教育庁)
- 2 0 都立高校の体育館をはじめ、学校のエアコン設置を積極的に進めるとともに、工事が授業の妨げにならないよう十分配慮すること。また、暑さ指数計測計などの配備をはじめ、ガイドラインの徹底など、熱中症対策を強化すること。(教育庁)
- 2 1 都立学校の耐震改修、魅力ある学校に向けて施設の更新を図ること。(教育庁)
- ☆ 2 2 私立高等学校の特別奨学金制度について、授業料の便乗値上げを招かない仕組みを検討するとともに、所得の低い家庭の子どもが、平均授業料以上の私立高校への進学を躊躇することのないよう、制度を拡充すること。入学金や施設費等に対する補助制度を新設すること。(生活文化スポーツ局)
- 2 3 私立中学校等特別奨学金補助は、各家庭に支援が届くよう執行率向上に取り組むこと。また、引き続き、私立学校の安全対策を促進するなど、私学助成の拡充に向けて取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 2 4 東京都子ども基本条例の趣旨を踏まえ、外国人学校の児童生徒の就学にかかる経済的負担を軽減すること。(生活文化スポーツ局)
- 2 5 私立学校の財務情報の公開を推進するとともに、教職員の処遇改善に向けて取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- ☆ 2 6 子どもへのヒアリングや各種調査・分析結果を、教育現場にフィードバックするなど改善策を推進するとともに、フリースクールなど学校以外の居場所についても関係各局と連携した取り組みを一層進めること。(子供政策連携室)
- 2 7 学校の居心地向上に取り組む学校を設定し効果を検証する取り組みを行うこと。(子供政策連携室)

(子どもの事故防止対策等)

- 1 東京都子ども基本条例の普及啓発として、各種事業に取り組み、条例の目的・主旨が実現するよう各局と連携して取り組むこと。(子供政策連携室)
- 2 こども未来会議、こどもスマイルムーブメント、東京都こどもホームページ、子どもの意見聴取など、子ども目線に立ったエビデンスベースの子ども施策推進に取り組むとともに、過大な広告費とならないよう留意すること。(子供政策連携室)
- ☆ 3 0 1 8サポートについては、区市町村と連携するなどして、より効果的で効率的な事業として再構築すること。(福祉局)
- ☆ 4 こどもDXの推進により、子ども・子育てにかかる支援サービスを行政の垣根を越えてつなげ、プッシュ型、ワンストップなど、利用者本位に変革すること。またPMHを活用し、医療費助成や予防接種の申請ができるようにすること。(デジタルサービス局)

- ☆5 子育て家庭への訪問指導員の処遇改善と質向上に取り組むとともに、ヤングケアラーへの支援や虐待の未然防止に取り組むこと。(福祉局) 再掲
- ☆6 少子化の要因分析・対策の効果検証を行い、長期的な視点に立った効果検証を行うこと。(子供政策連携室)
- 7 孤独・孤立・不安の解消に向け、子育て家庭への定期訪問等による見守り、傾聴・協働による伴走支援を行う、ファミリーアテンダント事業を実施すること。(子供政策連携室)
- 8 乳幼児期の子育ちを応援するため、幼稚園・保育園等による乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を支援する「とうきょう すくわくプログラム推進事業」を実施するとともに、質の向上に向けた支援を行うこと。(子供政策連携室)
- 9 SNS等を活用し、子どもや子育て家庭の日常的な不安や悩みを相談できる環境を構築すること。(子供政策連携室)
- 10 妊婦全数面接や産後ケア事業、育児用品等の経済的な支援など、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援すること。(福祉局)
- 11 女性の健康や不妊・不育、妊娠・出産に関する悩み相談や妊産婦メンタルヘルス対策などを推進すること。(福祉局)
- 12 NICU入院児の入院期間短縮や家族に向けた支援の充実を図るとともに、ドナーミルクの使用に向けた体制を整備すること。(保健医療局) 再掲
- ☆13 子どもの健診について、3歳児健診での吃音を各区市町村に働きかけること。また、発達障害の早期把握などにも有効な5歳児健診が実施されるよう区市町村を支援すること。(福祉局)
- ☆14 学校検診で、脊柱側弯症の早期発見を促すため、思春期女兒への配慮が可能な「三次元モアレ撮影」の全区市町村での実施に向けて、検査機器の導入等を支援すること。(教育庁)
- ☆15 子どもの事故予防についての研究に取り組むとともに、予防策や事故情報データベースの認知度向上を図ること。(子供政策連携室)
- ☆16 子どもの事故防止のため、科学的なエビデンスにもとづく事故予防策の提言を、都の具体的な施策に反映させるよう取り組むこと。(子供政策連携室) また、海や川での課外授業の際にライフジャケット着用を徹底するなど、縦割りの壁を乗り越えた取り組みを行うこと。(教育庁)
- ☆17 子どもの事故予防に向けて、安全教育推進校での取り組みの成果を都内全学校で活かせるよう情報共有を進めること。また、外部人材の活用など、安全点検に万全を期すとともに、万が一、事故が発生してしまった際の速やかな情報共有、注意喚起など、再発防止策のための体制づくりを進めること。(教育庁)
- ☆18 産官学民が広く利活用できるデータベースの情報・データの充実を図るとともに、AI等の活用により利便性を向上させること。(子供政策連携室)

(子どもにかかるきめ細やかな支援策)

- ☆1 ヤングケアラーが必要な支援を早期に受けられるよう、情報発信や交流機会の創出、家庭の状況調査などに取り組むこと。(子供政策連携室)

- ☆2 ヤングケアラーをはじめとして、ケアラーへの支援を充実させるとともに、社会全体の理解促進のためケアラー支援条例（仮）を制定し取り組むこと。（子供政策連携室、福祉局）
- 3 日本語を母語としない子どもへの支援として、多文化キッズサロンを設置する区市町村を支援すること。（子供政策連携室）
- ☆4 「ダイバーシティ推進校」の指定など、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校の設置を進めるとともに、日本語指導が必要な生徒が在籍する他校を支援すること。（教育庁）
- 5 ユースヘルスケアについては、思春期特有の健康上の悩みを解消し、健康を増進するため、ユースの声を踏まえた情報コンテンツの充実などを進めること。（子供政策連携室）
- 6 児童養護対策として、子どものショートステイを推進すること。（福祉局）
- ☆7 児童虐待死ゼロに向けて取り組むこと。児童相談所について、政令で定められた基準に見合う人員を確保するなど体制を強化するとともに、社会的養護にかかる子どもの権利擁護の強化に向けて取り組むこと。また、民間事業者の活用も含め、一時保護所の受け入れ枠を拡大するとともに、常勤職員を増員し、通学支援や余暇活動の充実など、入所児童のQOLの向上に取り組むこと。さらに、居住支援や交流支援など、ケアラーへの支援を拡充すること。（福祉局）
- ☆8 虐待防止のため地域で孤立させないネットワークづくりを進めること。家庭から児相に相談しにくくならないよう情報共有を適切に行うこと。児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）の設置に取り組むこと。民間シェルターへの支援を拡充すること。子どもの出自に関する記録は、養子になった場合以外でも、長期に保存すること。（福祉局）
- 9 学齢児の長時間預かりや障がい児など、ベビーシッター利用支援事業を推進すること。（福祉局）
- 10 学童クラブについて、職員の処遇改善に取り組むなど、待機児童を早期に解消するとともに、質向上に取り組むこと。（福祉局）再掲
- 11 子どもの意見を反映した子どもの遊び場等の整備、遊びの機会創出等に取り組む区市町村を支援するなど、子どもが主体的に遊ぶ機会をつくる取り組を進めること。（子供政策連携室）
- 12 子どもの未来を育む体験活動推進区市町村支援事業において、多様な主体と連携し子どものニーズや発達段階に応じ子どもの参画・意見の反映するなど、子どもの遊びや文化活動などの体験機会を創出する区市町村を支援すること。体験活動にかかる子どもや保護者の声等を調査すること。（子供政策連携室）
- 13 多様な他者との関わりの機会を創出すること。また、医療的ケア等はより保育所等を利用することができない児童に対する支援策を創設すること。さらに、子ども若者シェルターなど、宿泊も可能な子どもの安全な居場所確保に取り組むこと。（福祉局）
- ☆14 受験生チャレンジ支援の所得制限を撤廃するとともに、貸付限度額を引き上げること。また、制度の周知を図ること。（福祉局）
- ☆15 フリースクール等の利用料補助の助成については、単価をアップするとともに、

対象を拡大すること。また、フリースクールの活動充実等への支援をより一層拡充すること。(子供政策連携室)

- 1 6 高校生をはじめとした子どもの医療費助成に関して、所得制限の撤廃など施策の拡充に取り組むこと。(福祉局)
- 1 7 ひとり親家庭への生活支援、学習支援を拡充すること。養育費確保支援を推進すること。(福祉局)

○多様性を大切にす社会の実現

(東京2025デフリンピック大会を契機とした社会変革)

- ☆1 宿泊施設のバリアフリー化支援事業では、東京2025デフリンピック大会の開催を控え、光で来訪者などを知らせるなど聴覚障がい者に配慮したホテルの整備など積極的に取り組むこと。(産業労働局)
- ☆2 東京2025デフリンピック大会を控え、防災対策においては、障がいを持つ外国人への対応についても、万全を期して取り組むこと。(総務局)
- ☆3 デジタル技術を活用した障がい者のスポーツ参加を促進すること。競技場での光警報装置の整備など、東京2025デフリンピック大会に向けた環境整備を促進すること。(生活文化スポーツ局)
- ☆4 対話型AIコミュニケーションシステムの普及促進など、きこえない人やきこえにくい人の社会参画を推進すること。また、障がい者の意思疎通のための情報保障機器等の開発を支援すること。(福祉局)
- ☆5 東京2025デフリンピック大会のライブ放送、ライブ配信に向けて取り組むこと。「国際手話人材」の人材確保・育成に万全を期すこと。デフ大会の認知度向上のため、戦略的な広報を展開すること。(生活文化スポーツ局)
- 6 ドアの開閉を光の点滅で知らせるなどの「人にやさしい車両」の導入を推進するとともに、地下鉄駅への翻訳機能のあるディスプレイの導入をさらに拡大すること。(交通局)
- ☆7 文化プログラムとして、東京2025世界陸上や東京2025デフリンピック大会の関連施設で、東京の芸術文化の魅力発信やインクルーシブな体験等を実施すること。(生活文化スポーツ局)
- ☆8 東京2025世界陸上については、子どもの観戦機会を提供するとともに、東京2025デフリンピック大会に際しても、観戦やパラスポーツも含めた体験ができるよう取り組を進めること。(生活文化スポーツ局)

(東京都関係)

- 1 各局における障がいのある人への対応やサービス開発において、デジタルの力を活用するとともに、柔軟な発想での課題解決や各種環境整備など、デジタルサービス局が積極的に支援し、都庁の隅々まで困りごとや不便がなくなるよう取り組むこと。(デジタルサービス局)
- ☆2 デジタルを活用した窓口業務の改善を行う際には、障がいのある都民への対応も念

頭において取り組むこと。また、窓口だけでなく、一連の業務がデジタルで完結するよう、関連業務まで含めたデジタル化、連携を行うこと。(デジタルサービス局)

- ☆3 都税事務所における窓口対応として、バリアフリー化、筆談やアプリの活用、遠隔手話通訳サービスの利用など、引き続き柔軟かつ丁寧な対応に努めること。(主税局)
- ☆4 都立公園、区市町村立公園において、だれもが安心して利用できる環境整備に引き続き取り組むこと。また、都立動物園では、聴覚に障がいのある人が動物の鳴き声を体感できる機器を取り入れるなど、多様な人が楽しめる動物園に向けて取り組むこと。(建設局)
- 5 多摩都市モノレールの無人駅は、障がいを持つ人たちが利用しやすい環境づくりに取り組むこと。(都市整備局)
- 6 救急搬送にかかる聴覚障がい者対応については、引き続き多様な119番通報手段の確保を図るとともに、周知徹底に努めること。また、現場における意思疎通についても引き続き多様な手段を確保し、スムーズかつ迅速な対応に努めること。(消防庁)
- ☆7 離島や離島航路、山間部における通信困難地域の解消に向けて、衛星通信も活用し、より一層の取り組みを進めること。(デジタルサービス局) また、通信困難地域の解消にあたっては、平常時の通信に加えて、災害時の通信途絶防止、インバウンド需要の取り込みやユニバーサルサービスなど、都政のさまざまな観点から、総合的に取り組みを推進すること。(総務局、産業労働局)
- ☆8 都営交通の人材確保の観点からも、カスハラ防止対策を推進するとともに、職員に対するメンタルヘルス対策を強化すること。また、合理的配慮が必要な乗客への対応が、引き続き適切になされるよう取り組むこと。(交通局)

(障がい者雇用)

- 1 就労困難者の雇用を図るソーシャルファーム企業の定着を見据え、認証を支援するとともに、販路開拓などその後の運営に対して支援すること。また、各産業におけるソーシャルファームの取り組みを推進すること。(産業労働局) 再掲
- 2 障がい者雇用を促進するため、T O K Y O障がい者マッチング応援フェスタや障がい者雇用における業務開拓・実践事業、職場内障がい者サポーター事業、「障がい者雇用ゼロ」解消応援事業を実施すること。また、都として、チャレンジ雇用を促進すること。(産業労働局) 再掲
- ☆3 「週20時間未満」の短時間労働者であっても、都として独自に支援策を講じるなど、障がい者の雇用就業支援に取り組むこと。(産業労働局)
- 4 障がい者雇用を促進するため、T O K Y O障がい者マッチング応援フェスタや障がい者雇用における業務開拓・実践事業、職場内障がい者サポーター事業、「障がい者雇用ゼロ」解消応援事業を実施すること。また、都として、チャレンジ雇用を促進すること。(産業労働局)

(人権施策)

- ☆1 ジェンダーギャップの解消に向けて、ジェンダー主流化の概念を職員ひとりひとりが理解するよう、研修等の取り組みを推進すること。(総務局) 再掲

- ☆2 東京都パートナーシップ制度にもとづく施策の実効性をより一層高めるため、自治体独自の制度の導入を促進するとともに、連携を進めること。また、医療機関をはじめとした民間事業者における理解・対応が進むよう働きかけを行うこと。性別を問わず利用できるパートナーシップ制度を実現すること。(総務局) 再掲
- ☆3 選択的夫婦別姓の早期実現に向け、国に対して強く働きかけること。(総務局) 再掲
 - 4 複雑化・多様化する人権問題への対応を充実強化し、東京都人権施策推進指針・人権条例にもとづき、都民・NPO・企業、団体等と連携し、総合的な取り組みを推進すること。(総務局)
 - 5 犯罪被害者支援条例にもとづき、より一層、犯罪被害者やその家族等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、相談体制の強化や経済的支援などを強化すること。性犯罪・性暴力被害者の支援を充実させること。また、関係機関・区市町村との連携を進めるとともに、都ワンストップ支援センターにおける性犯罪等被害者支援コーディネーター等支援にかかるマンパワーを増やすこと。(総務局)
- ☆6 インターネット上の人権侵害への対策として、SNS相談窓口の運営ほかさらなる取り組みを進めること。(総務局)
- ☆7 ヘイトスピーチをなくすため、ネット掲載への断固とした対応を引き続き行うとともに、差別や偏見をなくすための意識啓発に、学校教育や社会教育なども連携して、ヘイトや差別偏見を許さない社会をつくる取り組みを進めること。(総務局)
- ☆8 関東大震災後に起きた流言飛語にもとづく、朝鮮半島出身者等などさまざまな人への暴行・殺傷事件等への認識を深めるよう取り組むこと。関東大震災の朝鮮人虐殺犠牲者の追悼式に知事追悼文を出すこと。(総務局)

○安全安心な環境政策の実現

(都民の安全・健康の確保)

- ☆1 PFAS (PFOS及びPFOAなど) を含む泡消火剤が米軍横田基地から漏えいした問題の再発防止に向け、国と連携しながら米軍と協議すること。また、横田基地では、PFAS (PFOS及びPFOAなど) を含む泡消火剤の交換が行われており、国や関係自治体とともにそれらの安全処理などを米軍に求め、立入調査で確認できるよう尽力すること。(都市整備局)
- ☆2 化学物質による都民への環境リスクを低減するため、PFAS (PFOS及びPFOAなど) の地下水調査を広め、強化し、水質監視に取り組むとともに、調査を行う区市町村に助成し、必要な情報を都民に公表すること。化学物質流出等防止対策支援事業を実施し、中小事業者への土壌汚染対策技術支援体制を拡充すること。土壌汚染対策関連手続のデジタル化、関連情報のオープンデータ化を押し進めること。(環境局)
- ☆3 PFASについて、地域住民の健康状態を把握し、情報発信を行うこと。また、都としてバイオモニタリングを実施するとともに、飲用井戸等の水質検査を実施するこ

と。さらに、都による独自基準を含め、水道水の基準を定めるよう国に対して強く働きかけること。都民からの相談対応をアップグレードすること。(保健医療局)

- ☆4 P F A Sに関する正確な情報提供を行うとともに、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応すること。(産業労働局)
- 5 大気汚染物質のさらなる排出削減のため、微小粒子状物質(PM_{2.5})や揮発性有機化合物(VOC)について、民間や周辺県と連携して多様な発生源対策を進めること。島しょ地域における大気環境モニタリング事業を実施すること。(環境局)
- 6 建築物のアスベスト対策として、吹付アスベストや石綿含有建材(レベル3)の調査や適正な除去工事を進めるための対策事業に取り組むこと。(環境局)
- 7 低公害・低燃費車、非ガソリン車など環境性能に優れた自動車の普及促進に取り組むこと。環境保全資金融資あっせんを引き続き実施し、中小事業者の指定低公害・低燃費車、最新規制適合車の購入を支援すること。(環境局)
- 8 航空機の騒音対策を推進すること。(環境局)

(2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションの実現)

- ☆1 災害に強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業や東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度推進に向けた総合対策事業、集合住宅における省エネ化・再エネ電気導入促進事業、賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業、家庭のゼロエミッション行動推進事業などを実施し、住宅における再生可能エネルギーの導入拡大、環境性能の高い住宅・機器の普及促進に取り組むこと。(環境局)
- 2 新築住宅への太陽光パネル設置義務化について、幅広い都民の理解を促進するため、丁寧な説明や効果を伝えて、理解を得ること。(環境局)
- 3 建築物環境計画書制度を進め、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場を形成すること。(環境局)
- 4 マンション環境性能表示制度を進め、購入もしくは賃借する人に環境性能を情報提供させること。(環境局)
- ☆5 区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業、都有施設における太陽光発電設備等設置加速化事業等を推進するとともに、BIMを活用した省エネ建築設計・実装支援事業、統合的設計等による既存事務所改修事業を始めるなど、都内における再生可能エネルギーの推進や省エネの推進に取り組むこと。(環境局)
- 6 2030年カーボンハーフの目標を達成すべく、ペロブスカイトをはじめとした再生エネルギーの活用や省エネ機器の導入などを積極的に進めること。(下水道局)
- 7 脱炭素化、ゼロエミッションへの取り組みとして、調達電力の再エネ100%に向け取り組むとともに、市場施設における環境負荷低減の推進や、市場業者の省エネ対策促進事業、小型特殊自動車のZEV化推進に取り組むこと。(中央卸売市場)
- 8 市場における梱包材などの廃棄物削減に取り組むこと。(中央卸売市場)
- 9 企業との連携など、「TOKYOエシカル」を推進するとともに、子どもや若者向けの取り組みを強化すること。また、すべての都庁職員に対する「エシカル消費」の理

解促進や都の事業運営でも「エシカル消費」を推進すること。(生活文化スポーツ局)

- ☆10 ペロブスカイト太陽電池といった次世代型ソーラーセルの早期社会実装に向けた推進事業や次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業を行うなど、新たな製品普及や再生可能エネルギーの導入拡大につなげること。(環境局)
- 11 ペロブスカイト太陽電池など次世代型ソーラーセルの実装に向け、国に関係法令などの整備や支援制度の創設・強化を求め、実現すること。(環境局)
- 12 ゼロエミッション・アイランド(ZEI)、すなわち島しょでの再エネ100%運用を目指した取り組み、都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業を効果的に行うこと。(環境局)
- 13 東京の地産地消エネルギーである、海上での太陽光や風力、そして水力、バイオマスなどのエネルギーを最大限作り、使用していくこと。(環境局)
- 14 水素エネルギーの供給利用網を構築する支援を近隣縣市と進めるとともに、省エネルギー対策を推進すること。(環境局)
- 15 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業を実施すること。(環境局)
- 16 大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を適正に運用すること。(環境局)
- 17 中小規模事業所対策として地球温暖化対策報告書制度の推進、中小テナントビルの低炭素化の推進に取り組むこと。(環境局)
- 18 DACによるカーボンステーション開発事業によってCO₂の吸収分解を進めること。(環境局)
- 19 ZEV普及促進事業や次世代タクシー導入促進事業、都有施設における充電設備設置事業、充電設備普及促進事業を推進し、ゼロエミッションモビリティ社会につなげること。(環境局)
- 20 都政事務所等の改築及び改修については、建築物の熱負荷を低減し、省エネ・再エネ設備を導入すること。(主税局)

(持続可能な資源利用の推進)

- 1 廃棄物の3R推進のため、外食産業や小売業等での食品ロス削減の推進、プラスチック製容器包装等・再資源化支援事業、太陽光発電設備に関する高度再資源化設備導入促進事業など高度循環利用の推進などの3Rに取り組み、最終処分量を削減し、資源消費の無駄をなくす取り組みを推進すること。ビルの解体等で今後多くの発生が予想されるエコマテリアルの利用拡大に向けて、取り組みを推進すること。(環境局)
- 2 食品ロス対策については、都の防災備蓄品だけではなく、さまざまな食品を対象としたマッチングシステムを行う仕組みとして構築し、さらに取り組みを加速すること。(環境局)
- 3 廃食用油・廃棄物を原料としたSAFの推進に取り組むこと。(環境局)
- 4 都庁内でプラスチック削減に向けた取り組みを推進すること。(環境局)
- 5 東京湾内などのマイクロプラスチックの実態を把握するなど、継続的な調査を実施すること。(環境局)

- 6 小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築事業を拡充すること。(環境局)
- 7 今後の廃棄物処理施設のあり方について検討すること。(環境局)
- 8 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業を拡充するとともに、ノンフロン・低GWP冷媒転換技術推進事業やフロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業を実施し、フロン排出ゼロに取り組むこと。(環境局)
- 9 震災時の災害廃棄物の仮置き場や処理施設の設置等、迅速な撤去と処理の推進が可能となるよう災害廃棄物対策に取り組むこと。また、区市町村と連携し、計画を進めること。(環境局)
- ☆10 過去の震災も教訓に、避難所等の仮設トイレのし尿の回収・運搬について、備えを進めること。(環境局)
- ☆11 首都直下地震発生時による被害での災害廃棄物のより迅速な処理に向け、必要な取り組みを行うこと。
- ☆12 首都直下地震においても、地震と風水害など複合災害が起こる可能性があるため、複合災害による廃棄物対応を計画に反映させること。(環境局)
- 13 能登半島地震における災害廃棄物の広域処理支援に取り組むこと。製造した鉄道コンテナを有効活用していくこと。(環境局)

(都市の緑と自然環境・生物多様性の保全・再生)

- 1 東京における水資源の課題等について、しっかりと調査把握し、望ましい水循環の形成につなげること。また、外濠の水質改善を進めること。(都市整備局)
- ☆2 緑あふれる公園緑地等整備事業補助制度を引き続き実施し、緑のネットワーク確保や公園不足地域の解消に取り組む区市町を支援し、緑の保全創出に向けた政策誘導を行うこと。(都市整備局)
- 3 神宮外苑再開発事業における事後調査についての事業者からの報告について、環境影響評価審議会で真摯に審議すること。すべてのイチョウ並木などの貴重な樹木を保全するため、モニタリングをするとともに、環境に懸念された事態が起こった場合に必要な措置を講じること。(環境局)
- 4 住民説明会で発せられた都民からの懸念を、環境影響評価審議会で共有して議論するなど、その役割を果たして、事業への都民の理解が進むよう取り組むこと。(環境局)
- ☆5 多摩の森林について、間伐・枝打ちなど、再生と水の浸透を高める取り組みを進めること。また、保全緑地の公有化、希少種等保全策の強化を進めること。さらに、気候変動緩和策として、都内の緑地保全や緑化による吸収策に取り組むこと。(環境局)
- 6 減少している野生生物の保全・回復を図るため、保全地域の指定加速化事業に取り組むこと。(環境局)
- 7 多摩地域や島しょ地域と広域で問題となっている樹木のナラ枯れ被害がまん延しないよう、自治体と連携しながら支援拡充に取り組むこと。(環境局)
- 8 保護上重要な野生生物種の保全策の強化を実施すること。(環境局)
- ☆9 市街地における豊かな緑の創出に向けた取り組みを引き続き実施するとともに、新たな

な方策についても検討すること。(環境局)

- 1 0 人的被害や農作物への被害を引き起こす野生鳥獣の生息管理を実施すること。ニホンジカ個体数管理を拡充すること。外来種の積極的、計画的防除を進めること。キョン駆除などの外来生物対策事業、小笠原諸島の外来種対策や固有種保護担保措置など、島しょ部の自然環境等保全に向けた取り組みを行うこと。(環境局)
- 1 1 自然環境の保護と適正な利用を図るため、東京都版エコツーリズムを引き続き推進すること。(環境局)
- ☆1 2 小笠原諸島母島の石門コースや乳房山登山道が豪雨による斜面崩落などで通行止めとなっているため、迅速な復旧と通行再開に取り組むこと。(環境局)
- ☆1 3 自然公園内のトイレについては、利用者の快適性や自然環境などとの調和、植生の保全などを勘案して、バイオトイレの導入を検討すること。(環境局)
- ☆1 4 区市町村との連携による環境政策加速化事業を推進するなど、都民の熱中症防止・ヒートアイランド対策に取り組むこと。(環境局)

○平和、文化、スポーツ、地域力向上

(文化事業、平和事業の推進)

- ☆1 文化プログラムとして、世界陸上やデフリンピックの関連施設で、東京の芸術文化の魅力発信やインクルーシブな体験等を実施すること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- 2 アーティストの創作活動を支援するために、発表企画の提供をはじめ、アトリエや稽古場等の整備に向けて取り組むこと。(生活文化スポーツ局)
- 3 アーティストの新たな活動や継続的な活動を支えるため、企画や経営、人材育成などの支援を拡充するとともに、文化・アートがあふれるまちづくりを推進すること。(生活文化スポーツ局)
- ☆4 平和に関連する施策を一元的に進めるとともに、平和祈念館(仮称)の整備に取り組むこと。若い人をターゲットに「東京都平和の日」の普及啓発を図るとともに、空襲資料展の内容・実施場所を拡充すること。東京空襲の証言映像の使用承諾、活用を積極的に進めるなど、平和施策の充実を図ること。(生活文化スポーツ局)

(スポーツの振興)

- ☆1 東京2025世界陸上については、子どもの観戦機会を提供するとともに、東京2025デフリンピックに際しても、観戦やパラスポーツも含めた体験ができるよう取り組みを進めること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- 2 デジタル技術を活用した障がい者のスポーツ参加を促進すること。競技場での光警報装置の整備など、デフリンピックに向けた環境整備を促進すること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- 3 東京2025デフリンピックのライブ放送、ライブ配信に向けて取り組むこと。「国際手話人材」の人材確保・育成に万全を期すこと。デフ大会の認知度向上のため、戦略的な広報を展開すること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- 4 都立スポーツ施設については、スポーツ振興を図りつつも、収支改善に向けて、適

切な運用を図ること。(生活文化スポーツ局)

(多文化共生と地域力向上の推進)

- 1 若者と地域のつながりを創出するとともに、町会・自治会の加入促進に向けて取り組むなど「地域力」向上を推進すること。また、町会・自治会への支援については、体力のない町会・自治会も含めて支援策を講じること。防災用品の全額助成など、一時的な支援ではなく、防災訓練などを通じて、継続的な地域のつながりの強化に取り組むこと。(生活文化スポーツ局) 再掲
- ☆2 ボランティアの育成に向けて、さまざまな機会を捉えた参加の機会を提供するとともに、ボランティアの経験が、地域福祉にも活かされるよう、より積極的に取り組むこと。また、災害時においてボランティアやNPO等を円滑に受け入れられる体制整備を進めること。(生活文化スポーツ局)
- 3 公益法人の活動促進に向けて、公益法人の意義や役割を広報し、寄付文化の醸成を図られるようにすること。(生活文化スポーツ局)
- 4 「つながり創成財団」を活用し、多文化共生、国際交流を推進するとともに、地域力に向上も資するよう取り組むこと。(生活文化スポーツ局)

(男女平等参画社会の実現)

- ☆1 女性のキャリアアップ等への支援や女性管理職の登用を推進するとともに、ジェンダーギャップ比率が大きい分野での就業体験の拡充など、男女平等参画社会を推進すること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- ☆2 アンコンシャスバイアス解消に向けて、小学生や保護者をターゲットに広く普及啓発を推進すること。また、都庁職員への研修など、都の事務事業からアンコンシャスバイアスをなくすこと。(生活文化スポーツ局) 再掲
- ☆3 女性活躍のためには、家庭における男性活躍を推進する必要があることから、男性が主体的に家事・育児を行うよう、男性の意識改革、職場の意識改革を推進すること。また、「名もなき家事」の普及啓発を図ること。(生活文化スポーツ局) 再掲
- 4 結婚支援マッチング事業について、事業効果を検証し、その結果を明らかにすること。(生活文化スポーツ局)

(都民の安全・安心、消費者行政の推進)

- ☆1 トー横対策として、「きみまも」を未成年が入りやすいよう工夫するとともに、未成年の安全対策を推進すること。また、トー横にいる未成年に対して、アウトリーチなど、民間団体と連携して支援を強化するとともに、「きみまも」閉所以降の夜中の対策を強化すること。合わせて「きみまも」の開所時間を延長すること。(生活文化スポーツ局)
- 2 区市町村の防犯対策の底上げを図ること。防犯カメラの設置・更新経費や電気代などの維持管理費が過大とならないよう自治会・町会、商店街等の負担軽減を図ること。(生活文化スポーツ局)
- ☆3 ヘルメット着用の普及啓発など、自転車の安全対策を強化すること。特に、電動キ

ックボードの安全対策として、利用者だけでなく、事業者に対しても、周知、啓発を推進すること。(生活文化スポーツ局)

4 カスタマーハラスメント対策の構築に合わせ、消費者が正当な意見をいづらくなならないよう、カスハラについての消費者等の理解が深まるよう取り組むこと。(生活文化スポーツ局)

5 公衆浴場の後継者対策など、事業承継を推進するとともに、環境整備や魅力発信など、利用促進に取り組むこと。(生活文化スポーツ局)

○住まいは人権（住宅政策）

(住宅の供給と住宅環境の向上)

☆1 住宅の確保はもっともベーシックな生活保障であるため、必要とするすべての人への家賃補助制度を創設すること。(住宅政策本部)

☆2 都として子育て世帯の家賃負担の軽減、住まいのサポートを実施すること。(住宅政策本部) 再掲

☆3 民間賃貸住宅に住む多子世帯に対する家賃補助制度を創設するなど、子育て世帯の住居費負担の軽減に取り組むこと。(住宅政策本部) 再掲

☆4 東京こどもすくすく住宅認定制度や子育て世帯向け優良賃貸住宅、東京こどもすくすく住宅供給促進事業、子育て世帯向け補助事業などにより、子育てしやすい環境づくりを促進すること。(住宅政策本部) 再掲

☆5 若年者・中年単身者の就労支援が必要な人に対して、都営住宅と同水準の負担で住み続けられる支援策を構築すること。(住宅政策本部) 再掲

☆6 住宅確保要配慮者の居住を支援するため、東京ささエール住宅については、居住支援法人の支援など賃貸住宅の供給促進に取り組み、住宅設備改善費を補助するなどして、専用住宅の登録戸数を確実に増やすこと、民間保証会社の活用支援など、より一層の戸数確保に努めること。(住宅政策本部)

☆7 東京都居住支援協議会の運営、地域の居住支援協議会の設置促進・運営充実を促すこと。(住宅政策本部)

☆8 家賃補助については、都内の空き家が約90万戸あるなかで、既存の民間賃貸住宅をもっと活用することで、住まいの安心確保を図ること。(住宅政策本部)

☆9 家賃補助政策の検討課題のひとつとして、都は「民間家賃への影響」を挙げることから、その影響の分析結果を示すこと。(住宅政策本部)

☆10 空き家利活用等区市町村支援事業を実施して、区市町村空き家対策計画の策定を支援するとともに、民間事業者への支援や政策課題解決型の活用を実施するなど、空き家活用を進めること。東京都における空き家施策実施方針にもとづき、施策を展開するとともに、空き家施策の推進に必要な各種法令や諸制度の見直しを国に求めること。(住宅政策本部)

1 1 空き家対策の強化や中古住宅の供給などの流通支援などのあらゆる対策を行うことで、都内における住宅価格の高騰対策に取り組むこと。(住宅政策本部)

1 2 単身者世帯を含めた都民の家計に占める住居費の割合を調査し、その結果にもと

づいて住宅政策を検討すること。(住宅政策本部)

- 1 3 都営住宅の募集の際に申込者が記入したデータを活用して、抽選に外れてしまった、住宅に困窮している方々への支援につなげること。(住宅政策本部)
- 1 4 高齢者の住まい確保と促進のため、サービス付き高齢者向け住宅供給助成を実施して戸数を増やすとともに、福祉部門との連携を強化すること。検査業務のDX化に取り組むこと。(住宅政策本部)
- 1 5 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅、東京みんなでサロン、大学と連携した学生入居によるコミュニティ支援、EV充電設備設置など、都営住宅、公社住宅を含めた都が策定すべき住宅政策を引き続き検討、実施すること。(住宅政策本部)
- 1 6 東京都住宅マスタープランにもとづく新たな施策展開に向けた検討調査を行うなかで、大規模住宅団地活性化・再生支援事業を行うこと。都営住宅の単身高齢者見守りシステムを構築すること。(住宅政策本部)
- 1 7 環境性能を高める住宅の供給を促進するため、既存住宅省エネ改修促進事業、戸建住宅省エネ・再エネアドバイザー事業などに取り組むこと。(住宅政策本部)
- 1 8 既存住宅の流通を活性化させる施策について検討すること。(住宅政策本部)
- 1 9 マンションの長寿命化に取り組むよう、国に対して制度や財政措置の構築を求め、実現すること。(住宅政策本部)
- 2 0 都営住宅で建て替えすべき住宅については建て替えのスピードアップを図ること。(住宅政策本部)
- 2 1 国の公営住宅等整備基準の改正などを踏まえ、都営住宅の断熱性能向上に取り組むこと。(住宅政策本部)
- 2 2 近年、猛暑が続いているため、都営住宅にエアコンや網戸を設置することを検討すること。(住宅政策本部)
- 2 3 都営住宅に障害者支援施設や地域住民のコミュニティ施設などの設置活用に取り組むこと。(住宅政策本部)
- 2 4 都営住宅、都公社住宅への太陽光発電設備の設置については、コスト面や費用対効果を検証し取り組むこと。また、太陽光発電の電力が災害時にスマートフォンの充電等に使用できることから、防災訓練時に使用するなど、具体的かつ効果的な取り組みを行うこと。(住宅政策本部)
- 2 5 都営住宅、都公社住宅におけるEV充電設備の設置に取り組むこと。(住宅政策本部)
- 2 6 仮放免中の外国人が安心して生活できる住宅を確保できるように、国に対して公営住宅への外国人の入居資格の拡大を求めること。(住宅政策本部)
- 2 7 都営住宅の管理運営にあたっては、不正入居者に対する対応を強化するとともに、高額所得者対策を進め、期限付き入居を拡大するなど改善を図ること。(住宅政策本部)

○高齢者・障害者の暮らしを守る（福祉と保健医療）

（高齢者施策の推進）

- ☆1 単身高齢女性への支援のメッセージを発信するとともに、当事者の声を聞きながら、民間支援団体などと連携し、施策の構築を図るなど、おひとり様高齢者への支援を強化すること。(福祉局)
- ☆2 介護人材の確保・育成・定着に向けて、家賃支援やキャリアアップ支援など、処遇改善を進めること。また、ケアマネージャーへの就業奨励金の給付をはじめ、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策の強化、訪問系介護職員に対する暑さ対策に取り組むこと。(福祉局) 再掲
- ☆3 家族が介護地獄に陥らないようケアラー支援条例を制定して施策を強化すること。(福祉局) 再掲
 - 4 認知症の人が地域の一員として役割を持てるよう、認知症の当事者の意見を聴くなどして、認知症の人の社会参加を推進すること。また、民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業を推進するとともに、認知症医療の実態調査を実施すること。(福祉局)
 - 5 社労士や行政書士との連携を図るなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、トラブル防止に向けて区市町村を支援すること。(福祉局)
 - 6 介護・フレイル予防を推進すること。また、介助を受ければ暮らせる元気な高齢者への支援策を検討するとともに、加齢性難聴の早期発見・早期対応で、介護予防につなげること。(福祉局)
 - 7 シルバークラウドパスをICカード化するとともに、対象交通機関の拡大や費用格差の改善に取り組むこと。(福祉局)
- ☆8 都として孤独孤立対策に取り組むこと。TOKYO長寿ふれあい食堂など、高齢者の居場所づくりを推進すること。また、高齢者の地域見守り拠点を整備するとともに、多様な主体の参加を促進するなど、地域における高齢者の見守り・連携体制を強化すること。(福祉局)
- 9 特別養護老人ホームをはじめ、高齢者入所施設の整備を推進すること。建築価格の高騰や人件費の高騰、地域偏在への対応強化を含め、整備を推進すること。(福祉局)

(障がい者施策の推進)

- ☆1 心身障害者医療費助成制度の対象を拡大するなど、負担軽減を図ること。(福祉局)
- ☆2 障害者施策として、都庁すべての審議会において障がい者を一定数以上割り当てるなど、障がい当事者の意見反映について積極的に取り組むこと。(福祉局)
- ☆3 障がい者差別解消に向けて理解促進に取り組むとともに、障がい者差別に関する相談に対しては、相談者の立場に十分寄り添いながら対応すること。(福祉局)
- 4 デジタル技術を活用するなど、重度障がい者の就労支援を推進すること。(福祉局)
- 5 障害福祉の人材の確保・育成・定着に向けて、居住支援特別手当等による処遇改善を図るとともに、強度行動障がい対応力向上に向けた研修実施や小規模事業所への定着支援を実施すること。(福祉局) 再掲
- ☆6 対話型AIコミュニケーションシステムの普及促進など、きこえない人やきこえにくい人の社会参画を推進すること。また、障がい者の意思疎通のための情報保障機器等の開発を支援すること。(福祉局) (再掲)

- 7 精神保健福祉対策として、精神障害者保健福祉手帳の更新は、期限まで余裕を持って行えるようにすること。精神障がい者の相談がたらい回しされることのないよう体制を強化すること。精神障がい者の「警察官通報」について、保健所の対応力の向上を図ること。
滝山病院の退院促進を図るとともに、抜き打ちの立ち入り調査など、改善状況を継続的に把握すること。精神障がい者の円滑な地域移行を促進するとともに、精神身体合併症の受け皿と医療体制を整備すること。(福祉局)
- 8 ギャンブル等依存症対策として、当事者や家族に寄り添った支援を実施すること。(福祉局)
- 9 多摩地域にも、東京都発達障害者支援センターを開設すること。また、だれもが安心して発達検査を受けられる体制を整備すること。(福祉局)
- ☆10 放課後等デイサービスについて、未設置地域における整備費を加算し、地域偏在を是正すること。重度の障がい児も利用できる放課後等デイサービスの拡大に向けて取り組むこと。卒業後、さらには高齢化を見据えて、重症心身障がい者の施設の整備をはじめ、障がい者の居場所の確保に取り組むこと。(福祉局)

(地域福祉の推進)

- ☆1 ホームレス対策として、ネットカフェ等のかくれホームレスも含め、自立の意思を持つすべてのホームレスの地域生活への移行を確実に実現すること。(福祉局)
- 2 潜在有資格者の復職支援や処遇改善などにより、福祉人材を確保すること。(福祉局)
- ☆3 フードパントリー、子ども食堂の設置場所拡大や食品確保に向けて、支援を拡充すること。(福祉局)
- 4 中国残留邦人支援について、市区の担当者に問題の背景を含めて理解促進を図るとともに、医療や介護における通訳確保や2世3世への実態調査、国への働きかけも含めて、必要な支援を実施すること。当事者の体験聞き取りなど、歴史の継承に取り組むこと。(福祉局)

(健康づくりの推進)

- 1 都民の健康づくりを推進するため、社会とのつながり促進に向けて、施策を展開すること。また、良質な睡眠時間の確保に向けて普及啓発に取り組むこと。(保健医療局)
- 2 自殺対策として、鉄道駅と協力した自殺防止対策を進めるとともに、生活保護、就労等の相談窓口とも連携した対策を強化するとともに、児童・生徒・学生を対象として自殺予防対策を強化すること。都として自殺防止条例を制定すること。(保健医療局)
- 3 がん対策を推進するため、がん検診の受診率向上を図るとともに、がんに対する正しい情報提供を進めること。また、治療と仕事の両立支援事業や緩和ケア推進事業を促進するとともに、膵臓がん等の発がんメカニズム解明と新規がん免疫療法等の研究を推進すること。合わせて、東京都がん対策推進条例を制定し、施策を拡充すること。

(保健医療局)

- ☆4 区市町村が整備する公衆喫煙所への支援を拡充するとともに、喫煙による健康影響やCOPDの早期発見・早期治療及び喫煙による健康影響の普及啓発など、受動喫煙対策を拡充すること。(保健医療局)

(医療政策の推進)

- 1 救急搬送依頼への応需率を改善させるため、救急外来へ看護補助者を配置することにより、救急搬送される高齢者の受入体制強化を図ること。また、選定療養費の負担を求める自治体が出てきていることも踏まえ、引き続き関係機関と連携して、救急医療の適正利用に取り組むこと。(保健医療局)
- ☆2 災害時における医療体制を確保するために、通信手段の強化を図るとともに、BCPの策定支援など、在宅医療提供体制を強化すること。(保健医療局)
- 3 保健医療計画の病床配分については、2次保健医療圏単位ではなく、地域の実情を踏まえた配分とするとともに、柔軟な病床政策を展開する仕組みを構築すること。(保健医療局)
- 4 難病の早期診断と適切な治療に向けて、医師への研修を行うこと。災害時透析医療ネットワークや区市町村と連携して、災害時の透析医療体制を強化すること。都立松沢病院で透析患者の受け入れ体制を強化すること。(保健医療局)
- 5 NICU入院児の入院期間短縮や家族に向けた支援の充実を図るとともに、ドナーミルクの使用に向けた体制を整備すること。(保健医療局) 再掲
- 6 災害時も含めた看護職員を確保するため、潜在看護師の掘り起こしや新規養成を促進するとともに、処遇改善に取り組むこと。(保健医療局) (再掲)
- ☆7 医療費の適正化に向けて、後発医薬品の普及啓発を進めるとともに、都の医療費助成制度の対象者など、ターゲットを絞った普及啓発を展開すること。また、複数医薬品投与や重複投薬による薬の飲み残しなどによって生じる残薬を減らすよう取り組むこと。(保健医療局)
- ☆8 都立病院について、行政的医療等に必要な費用は、これまでと同様、東京都の負担とし、行政的医療のより一層の充実強化に取り組むこと。(保健医療局)

(健康安全施策の推進)

- ☆1 能登半島地震を踏まえ、災害時の医薬品等供給及び薬局機能維持にかかる体制を強化すること。(保健医療局)
- ☆2 オーバードーズ対策として、薬局等への指導や薬物乱用を繰り返す若者への支援を強化すること。小学生に向けて薬物乱用防止の普及啓発を行うこと。(保健医療局)
- ☆3 公営火葬場の整備支援や民間火葬場の利用負担軽減など、今後迎える多死社会を見据えた対策に取り組むこと。(保健医療局)

(感染症対策の推進)

- 1 今後の新興感染症の発生・拡大を見据え、病床確保に取り組むとともに、障がい者等、感染リスクの高い人が入院できる体制をつくること。また、在宅療養者への支援

体制を構築するとともに、計画を不断に検証すること。(保健医療局)

2 帯状疱疹について、早期診断に向けた普及啓発を図るとともに、希望する高齢者が確実にワクチンを接種できるよう体制整備を図ること。(保健医療局)

☆3 所管区域が大きい多摩地域の保健所は、増設を含め体制を強化すること。(保健医療局)

○まちづくりの推進、地域と産業の振興

(都民などの理解と共感を得る都市計画と事業の実施)

1 都市計画審議会の運営においては、計画素案や説明会に関する区市と連携した積極的な広報、大まかなスケジュールの提示に加えて、利害関係者や住民などの意向をきめ細かく把握し、合意が形成されるようまちづくりプロセスへの市民参加を一層充実させること。(都市整備局)

2 総合計画に関する各種調査を実施し、緑確保の仕組みづくりを拡充すること。(都市整備局)

3 神宮外苑再開発事業では、都市計画公園が縮小し、歴史ある神宮外苑の貴重な都民の共有財産、緑豊かな環境が損なわれるのではないかとの懸念がある。すべてのイチョウ並木などの貴重な樹木が保全されるよう、事業者に求め、実現すること。(都市整備局)

4 築地市場跡地のまちづくり事業については、スタジアムを中心とする現行計画との関係について、知事自らがその説明責任を果たすこと。(都市整備局)

5 策定調査の実施など品川駅・田町駅周辺整備計画に関しては、国指定史跡・高輪築堤の最大限の保存と公開に取り組むこと。(都市整備局)

6 米軍各基地・関連施設の返還や横田空域の全面返還に、国や地元自治体とともに積極的に取り組むこと。(都市整備局)

(都市基盤の整備)

☆1 気候変動に伴って降雨量が増加し、水害リスクが増えるため、総合的な治水対策を進めるとともに、豪雨対策を改定し浸水被害を防止すること。河川整備や下水道、調節池整備、流域対策などのハード対策を進めるとともに、都民の生命を守る避難方策について多くの都民が認識するよう広報に取り組むこと。(都市整備局)

☆2 地震時に滑動、崩落する可能性がある大規模盛土について、対策工事の設計や工事を行う区市町村などに補助を実施すること。(都市整備局)

☆3 公共用地、民間施設において、グリーンインフラの効果検証を行っていくこと。(都市整備局)

☆4 東部低地帯における水害時の対策について、垂直避難などの浸水域にとどまる場合を想定した避難スペースの確保などを着実に進めて、災害に強いまちづくりとすること。(都市整備局)

- 5 ハード・ソフト両面から総合的な交通政策を推進するため、自動運転技術を活用した都市づくりの展開や地域公共交通の充実・強化を図ること。(都市整備局)
- 6 都心と臨海地域を結ぶBRT整備事業を実施するとともに、物流政策に関する調査を行うこと。東京8号線・東京12号線の延伸、新空港線、品川地下鉄、都心部・臨海地域地下鉄などの建設に向けて取り組むこと。(都市整備局)
- ☆7 鉄道の混雑緩和に関しては、国の交通政策審議会の答申における「ピーク時における個別路線の混雑率」の数値などを減らすなど、官民が連携して取り組むこと。
- 8 多摩都市モノレールの無人駅は、障がいを持つ人が利用しやすい環境づくりに取り組むこと。(都市整備局)
- 9 多摩地域住民の羽田空港アクセスを向上させるため、神奈川県や川崎市と連携してJR南武線を活用した利便性向上に資する計画を検討し実施すること。(都市整備局)
- ☆10 転落事故防止とスムーズな運行推進のため、鉄道駅へのホームドア設置を加速させるよう鉄道事業者に前倒しを働きかけるとともに、補助対象を拡大すること。国と連携して財源を確保すること。特別支援学校の最寄り駅への早期ホームドア整備が進むよう取り組むこと。また、ホームドア設置までの間、安全柵や転落感知装置などが設置されるよう都として支援すること。(都市整備局)
- ☆11 鉄道駅の安全対策として、鉄道施設耐震対策事業を実施すること。(都市整備局)
- ☆12 鉄道駅やその周辺のバリアフリー化を進めるため、鉄道駅バリアフリースイッチ等整備促進事業、バリアフリー基本構想等作成費補助を実施すること。(都市整備局)
- 13 鉄道ターミナル駅である北千住駅における乗り換え推進といったバリアフリー経路整備に関与すること。(都市整備局)
- ☆14 物流の2024年問題への対応、ドライバーの負担軽減のため駐車対策に取り組み、荷さばき用駐車スペースの確保を早急に進めること。また、実態調査を進め、対応を実施すること。(都市整備局) 再掲
- ☆15 地域コミュニティバスの運行経費を運行開始後3年以降も継続して支援するとともに、地域公共交通の維持・発展に向けて施策を拡充すること。(都市整備局)
- ☆16 バスの運転手不足などの課題解決に向け、国などと連携して支援の充実を図ること。(都市整備局) 再掲
- 17 人口減少社会において、多様なライフスタイルに対応したゆとりのある住まいや働く場の整備、人中心の歩きやすい空間を創出するなどのまちづくりに取り組むこと。(都市整備局)
- 18 西多摩地域のバス路線維持のため、地方バス路線維持助成を行うとともに、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業を実施すること。(都市整備局)
- 19 タクシー運転手はコロナ禍での需要激減による離職者が多数に上っており、需要の増加に対応できていないことから、運転手の確保を支援すること。白タク対策に取り組むこと。(都市整備局) 再掲
- ☆20 タクシーなど有償旅客運送サービスの新たな推進では、利用者・ドライバーの安全を担保するものを前提として、対策に取り組むこと。(都市整備局)
- 21 都市計画道路の位置付けについては、引き続き柔軟かつ慎重に対応していくこと。(都市整備局)

2 2 都市農地保全のため、農の風景育成地区にかかる区市町への支援を実施するなど緑を確保する仕組みづくりに取り組むこと。次世代に都市農地を継承するため、国に対して相続税制などの抜本的改正を強く働きかけること。(都市整備局)

(市街地整備と耐震まちづくり)

1 多摩ニュータウンの再生に向け宅地販売業務及び宅地管理業務など各種施策を展開すること。(都市整備局)

☆2 2030年カーボンハーフ実現のため、既存非住宅省エネ改修促進事業や建築物の構造木質化の拡大促進事業、建築物における脱炭素化に向けた取り組みを実施すること。(都市整備局)

3 区市町村において再エネ促進計画策定支援事業を実施すること。(都市整備局)

4 建設業における2024年問題、熱中症対策などを踏まえた建設業安全・健康計画の変更にもとづいて、建設工事従事者の安全や健康確保を推進すること。(都市整備局) 再掲

(道路や河川、公園などの整備について)

1 樹木の多様な資産価値を認めて、道路緑化を推進し、神宮外苑のイチョウ並木など街路樹の育成・管理、植樹帯の再整備、木陰確保等に取り組むこと。街路樹による防災機能強化に取り組むこと。(建設局)

2 路面補修などで道路の良好な状態を保持するとともに、沿道の環境に配慮した遮熱性舗装、保水性舗装、二層式低騒音舗装、低炭素アスファルトの利用、緩衝建築物助成などを行うこと。(建設局)

3 多摩山間部や島しょ部の山岳道路における防災対策として、日常的な巡回、詳細な点検を実施するとともに、道路災害防除事業により、機能を強化し、住民の安心・安全につなげること。(建設局)

4 豪雨など異常な天然現象に対する山岳道路の防災機能を強化すること。(建設局)

5 小笠原諸島母島のコンクリート道路舗装の特性を踏まえて維持管理に取り組むこと。(建設局)

6 都道整備にかかる境界確定について、遅延がないよう職員の確保育成、アウトソーシングやデジタル化に取り組むとともに、開発行為の申請や土地取引に支障を来さない土地境界の証明への対応を早急に検討すること。(建設局) 再掲

☆7 社会資本の整備・維持管理を行うために、建設業における週休2日制確保工事の実現を進めるとともに、現場従事者の収入を減らさない取り組みを示すこと。(建設局) 再掲

☆8 歩道を整備するとともに、道路のバリアフリー化、区市町村バリアフリー化補助、などを行うこと。また、第3次交差点すいすいプランをはじめとする交差点改良を進め、渋滞解消を図ること。(建設局)

☆9 道路通報システムの区市の導入を促進するため支援を検討することと、システムへの都民の認知度を向上させること。(建設局)

10 新設・拡幅・既存道の無電柱化を進めること。あわせて、区市町村道も含めた、面

的に無電柱化を推進すること。(建設局)

- 1 1 車道を活用した自転車レーンや車道混在を基本とし、また、区市町村や地域住民と意見を調整して、葛西橋通りなどの自転車通行空間の整備を進め、自転車通行における安全対策に取り組むこと。(建設局)
- 1 2 道路ネットワークの整備を推進するために、三環状道路をはじめ、都市の骨格を形成する幹線道路や地域幹線道路、山間・島しょ地域の振興に資する道路の整備を進めること。また、東京外かく環状道路建設における調布市での陥没・空洞事故を踏まえ、地盤補修や住宅の補修、賠償など住民に寄り添った対応とともに、再発防止策が確実に実施されるよう取り組むこと。(都市整備局)
- 1 3 首都高日本橋区間の地下化の整備を進めること。(建設局)
- ☆1 4 富士山噴火への備えとして降灰時除灰を優先する重要拠点を連絡する優先除灰道路を選定し、道路啓開体制を構築すること。(建設局)
- 1 5 京浜急行本線(港区、品川区)や西武新宿線など、鉄道の立体交差事業を推進すること。
- 1 6 等々力大橋(仮称)、東雲橋、関戸橋などの橋梁整備を進めるとともに、橋梁の長寿命化や橋梁の維持補修など安全性向上に取り組むこと。(建設局)
- 1 7 都市型水害対策や調節池整備などの大規模事業に必要な財源の確保に向け、国に求め、実現すること。(建設局)
- 1 8 妙正寺川や呑川、新中川など都内中小河川の護岸・防潮堤の整備・耐震補強を着実に推進するとともに、妙正寺川上流調整池(仮称)や柳瀬川上流第一調整池(仮称)など調節池等の整備を早急に行うなど、緊急豪雨対策を進めること。また、流域貯留浸透事業を促進すること。(建設局)
- ☆1 9 東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策は、都民の安全・安心を守るために最重要課題であるため、着実な取り組みを行うこと。(建設局)
- 2 0 気候変動を念頭に置き、低地河川それぞれの特性を踏まえながら高潮対策の強化などに取り組むこと。(建設局)
- 2 1 土砂災害への対応について、地すべり防止対策や急傾斜地崩壊対策、島しょ地域の砂防施設・海岸保全施設の整備、警戒避難体制の確立等に取り組むこと。(建設局)
- 2 2 土砂災害危険度情報の周知に取り組むとともにさらにわかりやすい表示とするなどその改善を図ること。また、地域の自治会や自主防災組織、学校に対して、土砂災害からの安全な避難などの出前講座を行うなど、住民意識を高める取り組みを行うこと。(建設局)
- ☆2 3 マイシティレポートについては、一層の普及に努めること。また、デジタル技術の活用をより一層進め、日常業務の効率化や災害時の被害状況の迅速な把握に活かすこと。(建設局)
- ☆2 4 他都市や諸外国と比較して依然として少ない公園面積であるため、都市公園や都市計画公園・緑地・風致地区をはじめ公園緑地を増やすこと。また、防災機能の強化充実に取り組むこと。(建設局)
- 2 5 都立公園の樹木のナラ枯れ被害については、来園者の安全な利用のため、感染の状況に応じて対策に取り組むこと。(建設局)

- 26 都立中川公園における災害時の機能強化に取り組むとともに、隣接する計画区域における公園を下水道局と連携して早期に整備すること。(建設局)
- 27 都立動物園・水族園において、野生動物の保護繁殖に積極的に取り組み、生息地の保全活動にも貢献すること。(建設局)
- 28 都内における災害廃棄物を集積させる場所として、区市町村と連携して、都立公園の仮置き場としての提供に協力すること。(建設局)

(産業の振興)

- ☆1 東京の成長戦略の一環としている、スタートアップ戦略の推進にかかる各種事業については、スタートアップ・エコシステムの形成・成熟につながっているのか真摯に検証すること。(スタートアップ国際戦略室)
- ☆2 アントレプレナーシップの育成のため、T I Bにおいて必要な取り組みを行うとともに、求める成果に応じたK P Iを定めて進捗を管理すること。(スタートアップ国際戦略室)
- 3 国際金融都市・東京の実現に向けて、国や民間事業者と連携しながら、循環経済・自然資本等推進ファンドなどの事業を実施すること。国際金融都市・東京を実現するため取り組むこと。(スタートアップ国際戦略室)
- ☆4 「国際金融都市・東京」構想については、雇用や金融サービスの発展に結びつく新たなK P Iを設定して取り組むこと。また、二重課税の回避など、海外からの投資を促進する法令改正についても、実現に向けて引き続き取り組むこと。(スタートアップ国際戦略室)
- 5 東京をアジアのヘッドクォーターとするため、アジア地域の拠点を設置する外国企業や金融系外国企業誘致を進め、都内への投資・ビジネス訪都・赴任・都内企業からの調達による経済活性化を図ること。そのための戦略的広報を展開すること。(スタートアップ国際戦略室)

(雇用確保と働き方改革の推進)

- 1 少子化対策として、若年層や子育て世帯が将来展望を描ける雇用・就労対策に本気で取り組むこと。(産業労働局)
- 2 就労困難者の雇用を図るソーシャルファーム企業の定着を見据え、認証を支援するとともに、販路開拓などその後の運営に対して支援すること。また、各産業におけるソーシャルファームの取り組みを推進すること。(産業労働局) 再掲
- 3 障がい者雇用を促進するため、T O K Y O障がい者マッチング応援フェスタや障がい者雇用における業務開拓・実践事業、職場内障がい者サポーター事業、「障がい者雇用ゼロ」解消応援事業を実施すること。また、都として、チャレンジ雇用を促進すること。(産業労働局) 再掲
- ☆4 「週20時間未満」の短時間労働者であっても、都として独自に支援策を講じるなど、障がい者の雇用就業支援に取り組むこと。(産業労働局) 再掲

(都内産業の振興)

- ☆1 中小企業が賃上げを行うための資金を確保するため、中小下請企業における製品・サービスなどの適切な価格転嫁が進むよう、取引適正化策の強化に取り組むこと。
都としても、中小下請企業が取引先の大企業と価格交渉や取引に必要なデータづくりを支援するなど、交渉を支援していくこと。国による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」にもとづいて、下請企業対策を推進すること。(産業労働局)
- 2 スタートアップなどの技術を活用して人件費の見直しをするなど、価格転嫁・賃上げ支援事業など、賃上げを後押しする取り組みを行うこと。(産業労働局)
- ☆3 カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業のメニューを拡充するなどして、対策に取り組む企業を支援すること。(産業労働局)
- 4 QRコード決済によるポイントを還元事業を行う場合には、都民や中小事業者により効果が波及する事業とすること。具体的には、対象店舗を中小事業者に限定する、区市町村への補助事業とするなど、スキームをより進化させること。(産業労働局)
- 5 安全・安心な東京の実現、女性活躍のためのフェムテック開発やシニア・福祉・アクセシビリティ関連製品の開発・販売開拓、eスポーツの企画開発支援、成長産業分野への製品開発支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 6 女性特有の健康課題を解決する製品やサービスの開発を推進する事業や、起業家を目指す女性や女性起業家に希望をもたらすような支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 7 都内中小企業による航空宇宙産業への参入を支援すること。(産業労働局)
- 8 ALL JAPAN&TOKYOプロジェクトによる受注機会の創出など、今後も全国の中小企業をつなげ、各地の発展に寄与するよう取り組むこと。また、全国に知られるよう、事業の周知に取り組むこと。(産業労働局)
- 9 ASEAN展開サポート事業や海外進出サポート事業、成長産業分野の海外展示会出展支援事業など、海外ビジネス機会の拡大創出に向け取り組むこと。(産業労働局)
- 10 東南アジアや南アジアなどの海外企業の東京進出を一層後押しすること。(産業労働局)
- 11 中小企業のサイバーセキュリティ対策事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 12 インキュベーターによる起業家支援事業に取り組むとともに、スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業に取り組むなど、創業支援策を充実すること。(産業労働局)
- ☆13 スタートアップ知的財産支援事業を充実するなど、知的財産活用への支援を強化すること。(産業労働局)
- ☆14 「2024年問題」の実態を踏まえた、躍進的な事業推進のための設備投資支援事業などの運輸・物流・建設業を支援する事業に取り組むこと。(産業労働局) 再掲
- ☆15 運輸業界の人材確保について、タクシードライバーの確保、育成、デジタル化等による業務の効率化を急ぐべきであり、タクシー業界と連携してドライバーの確保、育成などへの支援を、急ぎ行うこと。(産業労働局) 再掲
- 16 地域商店街活性化に向け、区市町村と十分連携を図りながら、魅力ある商店街づくりを進めること。また、未来商店街活力向上支援事業により、地域ブランド・ブランド製品をつくることによって商店街の活性化を後押しすること。(産業労働局)

- 1 7 充実させた政策課題対応型商店街事業によって、環境負荷の低減などを行う商店街の活動を後押しすること。(産業労働局)
- 1 8 ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業を行うなど、中小企業のゼロエミッションの取り組みを総合的に支援すること。(産業労働局)
- 1 9 事業承継・再生支援事業を拡充し、マッチングを進めて、円滑な事業承継につなげるとともに、事業承継を契機とした成長支援事業、「第二創業」支援事業を実施するなど、新たな製品開発、新ビジネスに取り組むこと。(産業労働局)
- ☆2 0 フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、裁判外紛争手続や弁護士無料相談が可能であることをフリーランスに周知強化し、受託可能な弁護士紹介なども行うこと。(産業労働局)
- 2 1 業務の依頼を受けるフリーランスの立場が弱く、口頭での発注や支払いの減額、遅延などトラブルが発生していることから、業務の取引適正化に契約書の無料ツール提供するなど、都としてフリーランス対策を充実すること。(産業労働局)
- 2 2 中小企業制度融資について、女性活躍推進や創業支援、経営安定、DXなど社会的課題解決・推進の取り組みへの支援を充実すること。また、中小企業に対する制度融資の実績、返済などに鑑み、融資内容の検証を行うなどきめ細やかな対応を行うなかで、今後の対応に備えること。(産業労働局)
- 2 3 都内業務・産業部門の約6割の温暖化ガスを排出する中小規模事業所の省エネルギー化を促進するため、中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業などを実施すること。(産業労働局)
- 2 4 再生可能エネルギーの導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業を実施し、再エネの普及拡大に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 5 グリーン水素の製造や利活用への支援を実施し、本格利用を推進するとともに、グリーン水素の実装課題を解決する技術開発を促進するなど、グリーン水素の普及拡大に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 6 グリーン水素の普及に向けた法令などの規制緩和、技術開発の推進、財源支援の継続などを、国に求め、実現すること。(産業労働局)
- 2 7 温室効果ガスの排出が少ない製品を開発する、グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 8 国内でSAFを製造し、利用していく実証事業である国産SAF利用促進事業に取り組むこと。(産業労働局)
- 2 9 事業者に対するZEVなどの普及促進に向けた事業を推進すること。国にZEV購入時の補助拡充など積極的な政策展開を求め、実現すること。(産業労働局)
- 3 0 EVバス・EVトラック・燃料電池バス・燃料電池トラックの導入普及促進に取り組むこと。EVバイクの充電環境を促進すること。(産業労働局)
- 3 1 訪都旅行拡大にあたって、正規雇用を含めて人材を確保する取り組み、観光事業者による旅行者受入対応力強化支援事業、宿泊事業者向け外国人材活躍推進事業などに取り組むこと。(産業労働局)
- 3 2 MICE誘致の推進と受入環境整備を図ること。また、自然と調和した観光として、新たなツーリズムの開発支援など、体験・交流型の観光資源の開発を進め、観光客の

再訪につなげること。さらに、複数都市を巡るMICE誘致に取り組むこと。(産業労働局)

- 3 3 東京観光情報センターバスターミナル東京八重洲(仮称)の整備に取り組むこと。(産業労働局)
- 3 4 インバウンド客が東京を起点とし、国内の近畿・東海などの地方に観光を訪れる取り組みを促進するなど、新たな観光需要の創出に向け取り組むこと。また、観光事業者のデジタル化を促進すること。(産業労働局)
- 3 5 環境に配慮し、地域文化などを守ることになるサステナブルトラベラーを獲得する取り組みを行うこと。(産業労働局)
- ☆3 6 観光資源の保全、オーバーツーリズム対策に関して支援を実施すること。(産業労働局)
- 3 7 都庁舎のプロジェクトンマッピング事業における目標数値などを示すこと。(産業労働局)
- 3 8 島しょ地域の町村と連携してクルーズ船寄港地でのアクティビティ開発事業に取り組むこと。多摩・島しょ地域の観光産業を支援するために、安定集客促進事業を拡充すること。島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業に取り組むこと。(産業労働局)

(農林水産業の振興)

- 1 東京産農産物・食材の魅力発信、流通拡大、学校給食活用促進に向け取り組むこと。農業経営の多角化やスマート農業化を支援するとともに、新規就農者への育成・投資支援・定着、多様な担い手を育成、確保することなどを通じて、地域農業経営の強化を図ること。また、園芸農家への競争力強化を図ること。(産業労働局)
- 2 環境と調和したエコ農産物を生産する農業を推進するとともに、転換促進を支援すること。(産業労働局)
- 3 生産緑地買取・活用支援事業を行うこと。都市農地の保全、活用の推進やブランド化、地域の特色を活かした農業の支援に取り組むこと。都市農業及び都市農地の継続が図られるような都独自の施策を構築すること。(産業労働局)
- 4 肥料・飼料及び生産関連資材、燃料等の価格高騰対策を継続すること。(産業労働局)
- ☆5 P F A Sに関する正確な情報提供を行うとともに、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応すること。(産業労働局)再掲
- 6 東京の農業の魅力向上させるため、労働や福利厚生などをまとめた指針を作成すること。(産業労働局)
- ☆7 東京の森林再生に向け、所有者不明森林の把握を加速させ、登記を推進すること。また、森林作業を効率化・省力化するとともに、多摩産材をはじめとした国産材の利用拡大、林産物の生産支援に向けた取り組みを進めること。保安林の整備事業に取り組むこと。間伐材供給促進事業で支援を充実化すること。(産業労働局)
- ☆8 無花粉杉の育成、生産に取り組み、植え替えを進め、花粉症対策を推進すること。(産業労働局)

☆9 林業の新規就労者を技術者への育成など、林業労働力の確保に取り組むこと。(産業労働局)

1 0 水産資源の持続的利用を推進するとともに、漁業環境保全対策、陸上での養殖事業を進めるなど栽培漁業の強化に取り組むこと。(産業労働局)

1 1 島しょ地域の水産業を支えるため、島しょ漁業資材高騰緊急対策事業や内水面養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業を行うなど、漁業経営の安定化を図ること。(産業労働局)

1 2 畜産振興総合対策によりT O K Y O Xなどのブランド強化を進めること。(産業労働局)

1 3 畜産業の振興に向けて、アニマルウエルフェアの指針に沿った飼育施設を整備する畜産農家への支援などを進めること。(産業労働局)

(サステナブルな市場経営と都民ニーズへの対応)

1 市場において、事業者の意見を受け止め、場内物流の効率化や機能強化の取り組み、ITなどを使った取り組みを進めること。取り組みは、事業者の働き方にも資するものとする。こと。(中央卸売市場)

2 防災対策を進め、安心・安全を確保されたなかで、市場取引を推進すること。都内での災害だけでなく、生産地での災害も考慮して、市場取引の維持、推進を図ること。

3 豊洲市場については、引き続き、食の安全・安心に万全を期すこと。また、千客万来施設の運営に、責任を持って取り組み、事業者などにとぎわいの創出に尽力すること。壁面緑化の改修を行うこと。(中央卸売市場)

4 食肉市場における畜作業の衛生対策として、大・小動物解体処理にかかる設備機器改修工事を実施すること。老朽化した市場棟北側冷蔵庫改修工事を進めること。食肉市場への都民の理解を深めるよう、積極的な普及啓発に取り組むこと。(中央卸売市場)

5 市場の改修については、大田市場において青果棟とともに花き棟の屋上防水改修を進め、足立市場では冷蔵庫棟改修を行うなど、市場の計画的整備を図ること。市場業務に影響が出ないように改修を進めること。(中央卸売市場)

6 淀橋市場では、狭隘な敷地を立体的、効率的に活用した新総合事務所棟の整備に向け、必要な工事に取り組むこと。(中央卸売市場)

7 板橋市場では、物流拠点としての機能強化に向けた基本設計に取り組むこと。(中央卸売市場)

8 インクルーシブ社会の実現、障がい者雇用の促進などの観点から、各市場施設のバリアフリー化を進めること。(中央卸売市場)

9 市場経営を財政面から支えるため、委託経費の削減や使用料収入の確保、支払利息の圧縮など、経営の改善に引き続き取り組むこと。市場ごとの収支状況を把握し、赤字の原因を分析し、収支改善に向けて取り組むこと。(中央卸売市場)

1 0 中央卸売市場が今後も基幹的なインフラとして役割を果たすため、経営指針と経営計画にもとづいて、各施策の進捗状況を管理し、目標達成に努めること。(中央卸売市場)

- 1 1 「経営レポート」を公表し、市場会計の見える化、経営改善に取り組むとともに、市場の安定的運営について検討を重ねていくこと。(中央卸売市場)
- 1 2 市場のBCPを改訂し、市場業者のBCP策定支援を進め、訓練を実施することによって、災害時等における事業継続体制を構築すること。(中央卸売市場)

(東京港、臨海部及び島しょ地域の基盤などの整備と物流機能の強化)

- 1 船舶の大型化や増加するコンテナ貨物に対応するために、ふ頭の新規整備及び既存ふ頭の用途変更や再整備を推進すること。国と連携して中央防波堤外側コンテナふ頭の事業完了前倒しを図ること。青海コンテナふ頭の再整備等を進めること。(港湾局)
- 2 モーダルシフトの受け皿としての内航フェリーやROR船による輸送、その他船舶による増加や各船の大型化を受けて、内貿ふ頭の再整備を進めること。(港湾局)
- 3 物流機能の強化を図るため、中防外1・3・5号線など臨港道路の整備を進めること。また、東京港ストックヤードの設置やGPSを活用したターミナル入場までに要した車両の待機時間を公表する「見える化」を推進するなど、物流円滑化に向けた取り組みを推進すること。(港湾局)
- 4 東京国際クルーズターミナルを拠点として、クルーズ客船誘致に取り組むこと。東京港における2バース体制を整備すること。(港湾局)
- 5 東京港の運営におけるDXの推進では、東京港の国際競争力を強化する観点で取り組むとともに、物流改革が進むなか、港湾労働者の処遇改善など、人材の確保・育成を踏まえて実施すること。(港湾局) 再掲
- 6 東京ヘリポートにおける特例的な夜間遊覧飛行については、インバウンド活用の観点から限度枠を有効に活用すること。また、利便性の向上に取り組むこと。(港湾局)
- 7 気候変動の影響に備えて、東京湾沿岸の海岸保全施設である防潮堤などのかさ上げを行うとともに、台風の経路により越波、高潮での浸水があり得るため、排水ポンプや排水機場などの機能強化を区と連携して進めること。(港湾局)
- 8 東京湾でのヒアリなどの要緊急対処特定外来生物の侵入・定着を防ぐこと。(港湾局)
- 9 臨海副都心のにぎわいについては、事業者などの協議会による自主的な取り組みと連携しながら創出に取り組むこと。臨海副都心地域における道路や橋梁などのインフラ、都市基盤施設の更新に取り組むこと。(港湾局)
- 1 0 臨海地域開発事業会計については、老朽インフラの維持更新・新たなインフラ整備に加えて、住まい確保のなど、都民の暮らし向上に資する取組みを盛り込んだ経営計画を策定し、特別会計の展望を示すこと。(港湾局)
- ☆ 1 1 晴海ふ頭公園のTOKYOモニュメントに人が登ったり、飛び降りたりしないよう、安全対策に留意すること。(港湾局)
- 1 2 新海面処分場をできる限り長く使用できるよう、延命化対策に取り組むこと。(港湾局)
- 1 3 小離島における就航率向上に向けて、突堤などの港湾施設整備を進めること。また、漁港施設や海岸保全施設の整備に取り組むこと。島しょ地域の魅力を広報するとともに、航路や航空路を維持するために今後も事業者に対する支援をしっかりと行うこと。

(港湾局)

1 4 離島航空路線の維持存続に向け、国と連携して制度見直しや財源確保を図ること。

(港湾局)

☆1 5 I Rの検討調査費用、いわゆるカジノについては、調査費の計上をやめ、誘致を行わないこと。(港湾局)

○災害、犯罪などへの備え

(防災対策の強化)

- ☆1 マンション耐震改修促進事業により、耐震診断助成・耐震改修助成・耐震アドバイザー派遣を行うとともに、助成等を拡充し、耐震化100%達成を目指して取り組むこと。また、管理不全の防止・管理適正化を促進するため、啓発隊やアドバイザーの派遣、マンション社会的機能向上支援事業などの必要な取り組みを行うこと。マンション再生を促進するため、マンション再生まちづくり制度、既存マンション省エネ・再エネ促進事業、既存マンション再生支援調査委託などを行い、必要な制度を構築すること。(住宅政策本部)
- 2 災害時後も生活を継続できるマンションを増やすよう、取り組みを進めること。(住宅政策本部)
- ☆3 不燃化特区制度を活用した事業、木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、防災生活道路等整備促進事業、整備地域不燃化加速事業などを実施し、震災時の被害を軽減できる、災害に強いまちづくりを推進すること。(都市整備局)
- 4 都市防災のため、引き続き避難場所・避難道路の見直しを行うとともに、地域危険度測定調査を行うこと。また、防災都市づくり推進計画に関する調査を行うこと。(都市整備局)
- 5 都施行の区画整理として、広域交通基盤整備などと合わせた整備、沿道一体整備、地域と連携した延焼遮断帯形成事業、その他整備事業を実施すること。(都市整備局)
- ☆6 民間建築物等における危険なブロック塀を撤去し、新設が進むよう、引き続き取り組むこと。(都市整備局)
- ☆7 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化100%実現のため取り組むこと。都市型震災の教訓を活かし、建築物による被害リスクを減じる改修を進め、液状化対策を推進するなど、さらなる防災力向上に取り組むこと。(都市整備局)
- ☆8 首都直下地震時に家屋倒壊で亡くなる方がいない東京を目指し、より多くの住宅を耐震化させるため、助成上限額の引き上げ、高齢者等への一層の支援を行うこと。(都市整備局)
- ☆9 震災時に命を守る対策として、新耐震住宅の耐震化促進策に取り組み、だれも取り残さない耐震化を進めること。(都市整備局)
- ☆10 住宅の耐震改修における減税措置の延長を国に求め、実現すること。(都市整備局)
- ☆11 耐震改修を促進するため、建築物の耐震化総合相談窓口を運営するとともに、耐震化促進に向けた普及啓発に取り組むこと。また、区市町村が行う耐震化促進普及啓

発活動を支援すること。(都市整備局)

- ☆1 2 迅速な都市復興に向けた事前の取組を強化すること。災害に強い都市の形成に向けた取組検討など、市街地整備事業に関する各種調査を実施するとともに、盛土等に伴う災害防止に向けた取組(面的液状化対策)を実施すること。(都市整備局)
- 1 3 東日本大震災の被災地支援として、引き続き被災地支援現地事務所を運営するとともに、職員の派遣、都内避難者への支援情報提供や総合相談など、各種施策を実施すること。また、派遣した職員の経験を都庁内のみならず都民や学生・生徒等にも広める取組を行うこと。(総務局)
- ☆1 4 災害時における福祉避難所・福祉避難スペースの整備を促進すること。(福祉局)
- 1 5 地震等の災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限におさえるため、総合防災訓練の実施、防災センター及び立川防災センターの運営、防災行政無線の再整備等の応急対策、応急給水槽の維持管理など各種施策を実施すること。また、多摩地域における災害対応力の強化を図るため、多摩広域防災倉庫を適切に運営すること。(総務局)
- 1 6 帰宅困難者対策推進のため、区市町村と協定を締結する民間の一時滞在施設に対する支援を継続するとともに、総合的な帰宅困難者対策を実施すること。また、一時滞在施設の確保促進に向けた調査を実施すること。(総務局)
- 1 7 地域防災力向上のため、自主防災組織の活動支援や市町村消防団の充実強化、女性防災人材育成に向けた取組を推進すること。また、マンション防災にかかる広報の展開、出火防止対策にかかる区市町村支援などに取り組むこと。(総務局)
- 1 8 区市町村災害対応力向上支援事業に取り組むとともに、災害時のトイレ確保、避難所対策の推進に取り組むこと。さらに、避難生活については、災害関連死に代表される健康問題など、避難所等における温かい食事の提供、居住環境、衛生環境の改善に向け得て、必要な体制整備を進めること。(総務局)
- ☆1 9 デフリンピックを控え、防災対策においては、障がいを持つ外国人への対応についても、万全を期して取り組むこと。(総務局) 再掲
- ☆2 0 大規模風水害時に都民が避難行動をとることができるよう、大規模風水害時の広域避難対策や都民の水害リスクに対する意識を向上させるため、マイ・タイムライン出前講座を実施するとともに、停電対応のために区市町村庁舎の非常用電源設置に支援すること。(総務局)
- ☆2 1 災害に備えた防災体制を整備するため、東京都防災情報ネットワークの構築、燃料確保対策、富士山噴火降灰対策の強化、総合的なトイレ対策、緊急輸送ルート確保に向けた検討、在宅避難者支援を含む避難所運営業務の体制構築にかかる支援策などを実施するとともに、さらには地震と風水害、地震と富士山の大規模噴火などの複合災害への対策についても万全を期すよう取り組むこと。(総務局)
- 2 2 感染症への対応として、保健所の体制強化など必要な予算を確保すること。また、これまでの対策を検証すること。(総務局、福祉保健局)
- 2 3 浸水対策として、重点地区での事業の推進を図ること。また、ハード面のみならず、デジタル技術を活用した浸水対策の推進など、ソフト面での取組の周知促進を図ること。(下水道局)

- 24 能登半島における液状化被害を踏まえ、上下水道の相互支援など、BCPの見直しも含めて、震災対策を進めること。(下水道局)
- ☆25 過去の震災も教訓に、避難所等の仮設トイレのし尿の回収・運搬について、備えを進めること。(環境局)
- ☆26 首都直下地震発生時による被害での災害廃棄物のより迅速な処理に向け、必要な取り組みを行うこと。
- ☆27 首都直下地震においても、地震と風水害など複合災害が起こる可能性があるため、複合災害による廃棄物対応を計画に反映させること。(環境局)
- 28 能登半島地震における災害廃棄物の広域処理支援に取り組むこと。製造した鉄道コンテナを有効活用していくこと。(環境局)
- 29 震災・富士山噴火等の大規模災害時における消防活動能力及び情報収集体制を充実強化するため、新たに全災害対応型工作車の増強や早期災害情報システム機能向上、呼吸器保護用マスク等の増強、道路トンネル火災・EV車両火災対応資機材の整備、ドローンの配備などに取り組むこと。(消防庁) 再掲
- 30 大規模風水害等に対する消防活動等の充実強化に向けて取り組むとともに、ヘリコプターを使った航空消防体制を充実強化させること。また、消防車両等の更新、新たに無人走行放水装備用発泡器の整備を行うこと。(消防庁) 再掲
- 31 都民との連携による地域防災力の強化のため、住宅火災対策、日常生活事故対策を推進すること。また、消防団の災害対応力を充実強化させるため、可搬ポンプ積載車の整備、分団本部施設の整備などを行うこと。新たに、消防団員用新型防火服の更新、火山対策として消防団用マスクの整備を行うこと。(消防庁) 再掲

(犯罪の抑止、検挙対策)

- 1 検挙対策を推進するため、新たに刑事手続IT事業を行うとともに、サイバー犯罪対策を強化するため、高度サイバー事案に対する解析・分析能力の向上に取り組むほか、インターネット、SNS等を悪用した犯罪対策をより一層強化すること。(警視庁)
- 2 防犯対策を推進するため、繁華街において新街灯防犯カメラシステムを整備するとともに、地域安全情報の提供を行うこと。(警視庁)
- 3 災害等への対応強化のため、新たに災害用高度先行車、災害用給電給水車を整備すること。(警視庁)
- 4 犯罪被害者の精神的、経済的負担を一層軽減する施策を推進すること。(警視庁)
- 5 交通安全対策の推進として、自転車総合対策、高齢者交通事故防止対策などを実施すること。効果的な事故事件捜査と取締りを行うため、自動速度取締機を更新すること。また、信号機改良として、視覚障がい者用、多現示化を進めることにより交通事故撲滅、交通渋滞の緩和に取り組むこと。ICTを活用した交通事故防止や交通渋滞緩和に取り組むこと。(警視庁)
- 6 警察装備等の充実・強化のため、新たに入退庁時刻記録用装置の導入、警察車両の更新、警視庁総合庁舎改築や三宅島警察署の改築、交番・駐在所の改築に必要な経費を計上すること。また、代々木警察署については、建て替えに伴い新宿区の仮庁舎へ

移転することから、渋谷区内に新庁舎用地を確保し、早急に建て替えを行うこと。(警視庁)

(消防、救急活動)

- 1 あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動能力の向上のため、次期司令管制システムを構築するとともに、太陽光パネル遮光カバー、耐熱性化学防護服を整備すること。高度救助資器材の更新、破砕機の整備、E V車両火災対応資器材など必要な資器材を整備すること。(消防庁)
- 2 救急活動体制を充実強化するため、救急車の増強、デイトタイム救急隊用資器材の整備、自動式心マッサージ器の導入、救急資器材の整備を行うこと。さらに、救急相談センターの充実強化など、救急車の適正利用を推進すること。(消防庁)
- 3 救急搬送にかかる聴覚障がい者対応については、引き続き多様な119番通報手段の確保を図るとともに、周知徹底に努めること。また、現場における意思疎通についても引き続き多様な手段を確保し、スムーズかつ迅速な対応に努めること。(消防庁) 再掲
- 4 震災・富士山噴火等の大規模災害時における消防活動能力及び情報収集体制を充実強化するため、新たに全災害対応型工作車の増強や早期災害情報システム機能向上、呼吸器保護用マスク等の増強、道路トンネル火災・E V車両火災対応資器材の整備、ドローンの配備などに取り組むこと。(消防庁) 再掲
- 5 大規模風水害等に対する消防活動等の充実強化に向けて取り組むとともに、ヘリコプターを使った航空消防体制を充実強化させること。また、消防車両等の更新、新たに無人走行放水装備用発泡器の整備を行うこと。(消防庁) 再掲
- 6 都民との連携による地域防災力の強化のため、住宅火災対策、日常生活事故対策を推進すること。また、消防団の災害対応力を充実強化させるため、可搬ポンプ積載車の整備、分団本部施設の整備などを行うこと。新たに、消防団員用新型防火服の更新、火山対策として消防団用マスクの整備を行うこと。(消防庁) 再掲

○公正な都政運営、行財政改革の推進

(公正な都政運営と情報公開)

- ☆1 財務諸表については、精度向上に加えて、各局事業の見直しや費用対効果検証、都財政の状態、健全性、将来性を正確に把握した上で、予算編成や財政運営に、より一層の活用が図られるよう積極的に取り組むこと。(会計管理局)
- 2 公金支出情報の公開については、支払先情報についても可能なものから公開するよう取り組むこと。(会計管理局)
- ☆3 決算説明資料については、行政監視の最も重要な資料のひとつであることから、決算年度の予算説明と比較対照しやすいよう、わかりやすい資料を作成すること。(会計管理局)
- 4 監査事務局の独立性と専門性を高めるため、体制強化を図ること。(監査事務局)
- 5 ICTを活用した監査手法の導入を進め、より質の高い監査に向けて取り組むこと。(監査事務局)

- 6 包括外部監査との連携を図り、実効性ある監査を進めること。(監査事務局)
- 7 公文書の管理について、意思決定経過の文書作成、保存などについて徹底するよう取り組を進めること。(総務局)
- 8 都における障がい者雇用、活躍について取り組が進むよう、組織として支える環境整備等促進に向けた課題を調査すること。(人事委員会事務局)
- 9 働き方の多様化が進むなか、フリーランスやギグワーカーに関して集团的労使紛争が起こった場合には、解決に向けて真摯に取り組むこと。(労働委員会事務局)
- 10 雇用契約の形態を取らずに働く人の労働者性が争われる場合は、業務委託契約を結んで従事していることなど、就労の実態を検証して取り組むこと。(労働委員会事務局)
- 11 投票所における聴覚障がい者への配慮については、各種案内を見やすくわかりやすくすること。筆談ボードやコミュニケーションボード利用等に加えて、手話通訳の配置が増えるよう、区市町村選管に働きかけること。(選挙管理委員会事務局)
- 12 病院や高齢者施設等への入院、入所者の投票機会を確保するため、区市町村選管とも連携して、不在者投票ができる施設の指定を進めること。(選挙管理委員会事務局)
- 13 選挙に関する情報保障では、知的障がい者にわかりやすいやさしい日本語での選挙情報の提供など、アクセシビリティを向上させるよう、引き続き取り組むこと。(選挙管理委員会事務局)
- 14 投票率向上のため、区市町村や教育機関とも連携し、若年層に向けた参加・体験型事業などをより一層充実すること。とりわけ、新しく有権者になる方に対して丁寧な取り組を行い、投票率の底上げを図ること。(選挙管理委員会事務局)

(地方自治の拡充と都財政)

- ☆1 地方が自らの権限と財源でその財政需要に対応できる、税財政制度の抜本的改革の実現に向けて取り組むこと。偏在是正の名の下に行われてきた不合理な財政調整、地方消費税の清算基準、地方法人課税における新たな偏在是正措置を止めさせるため全力をあげること。(財務局、主税局)
- ☆2 景気動向如何によっては急落することもある都税収入の変動可能性も踏まえ、緊急的な財政需要にも対応できるよう、ムダの排除の徹底などを通じて、財政調整基金の残高確保に努めること。(財務局)
- ☆3 事業評価と政策評価の一体的な実施では、それぞれの強みを活かして、よりよい取り組を行うとともに、外部の目の活用を進めること。また、議会の決算審査に活かすことができるよう、その内容を明らかにすること。(財務局)
- ☆4 都庁舎における聴覚障がいのある方への対応については、総合受付をはじめとした窓口での遠隔手話サービス、音声情報の可視化による対応を行うこと。当事者にわかりやすく、不自由のないよう、掲示のあり方も含め検討すること。(財務局) 再掲
- ☆5 都立建築物へのユニバーサルデザイン導入ガイドラインにもとづく聴覚障がい者への配慮については、新築、改築、大規模改修時をはじめ機会を捉えて設置を進めること。(財務局) 再掲
- ☆6 東京都予算のすべてをジェンダー平等の視点から総点検するジェンダー予算への取

り組を推進すること。(財務局) 再掲

- ☆7 首都圏の広域的な行政課題に積極的に対応するため、提案要求を国の政策に反映するよう、より一層の取り組みを行うこと。また、地方分権についても、他自治体との連携を強め、引き続き取り組むこと。(政策企画局)
- 8 都は、民間や基礎自治体における社会課題等の解決に資するよう、規制の強化や緩和、場所の提供、財政補助など、都道府県の役割に鑑み制度政策面の取り組みを進めること。都道府県行政としてふさわしくない事業については、評価・検証を行い、民間等による取り組み支援にシフトすること。(政策企画局)
- 9 長期計画は、政策目的に見合った目標、数値を設定するとともに、進捗状況を総括し事業の存廃に活かすこと。(政策企画局)
- 10 空飛ぶ車の社会実装に向けた取り組みについては、成功であれ失敗であれ進捗状況を明らかにするとともに、節度ある公費投入、事業継続の判断を適切に行うこと。(政策企画局)
- 11 東京都が行う広報活動の全体像を把握し、ニーズを捉えた目標、効果、結果などの指標を設けるとともに、戦略的に取り組むこと。また、戦略的広報については、都民が必要とする情報をしっかり届けられるように取り組むこと。(政策企画局)
- 12 都市外交においては、経費の精査や情報公開、成果をわかりやすく都民に報告するなどの取り組みを行うこと。また、トップ外交だけでなくさまざまなレベルの職員の実務的協力・人材育成などの取り組みについても推進すること。(政策企画局)
- 13 都市間連携を深化させるため、多都市間実務的協力事業などにより取り組みを進めること。(政策企画局)
- 14 都立大学において、グローバルに活躍する高度専門職人材育成など、各種研究・教育に取り組むこと。(総務局) 再掲
- 15 都立大学において、社会人が多様で学術的・専門的な知識を得る機会を提供するとともに、さらなる活躍が可能となる人材の育成を図ること。(総務局) 再掲

(多摩の地域振興)

- ☆1 市町村総合交付金については、経営努力割の算定において、都からの財政上のペナルティととられることのないよう、市町村職員の賃金・人事制度にかかる労使交渉、自治体の経営戦略を最大限尊重すること。(総務局)
- ☆2 市町村総合交付金については、交付金総額の増額を図るとともに、配分・使途については、市町村の自主性、特殊性に十分に配慮すること。(総務局)
- 3 区市町村への権限や財源の移譲を積極的に進めること。(総務局)
- 4 区市町村に低利の資金を貸し付けることにより、公共施設等の計画的な整備を促進するとともに、財政負担の緩和を図ること。(総務局)
- 5 多摩地域における産業振興や交通基盤の整備などの総合的な事業を着実に実施すること。多摩の魅力を発信する事業を展開すること。多摩の好感度等の向上に取り組むこと。(総務局)
- 6 多摩地域において、市町村と多様な主体との連携による地域課題の解決や新たな価値

値の創造など、先進的な取り組みを支援すること。(総務局)

- ☆7 政策連携団体との特命随意契約については、その事業効果や効率性・妥当性を厳しく検証し、一般競争入札の導入を進めること。(総務局)
- ☆8 政策連携団体の改革を進めるため、経営目標の設定・達成度評価のプロセスへの外部の目の導入を一層推進すること。また、目標設定の実効性を高めるため、さらなる工夫を行うこと。(総務局)

(島しょ地域の振興)

☆1 島しょ振興

- (1) 島しょ地域の特性を活かした振興・発展のために、総合的な施策の実現を図ること。(総務局)
- (2) 東京宝島事業については、島しょ地域に寄り添ったスキームを工夫し、多様な産業が育つお金の使い方をする事。(総務局)
- (3) 島しょ地域の産業・観光振興の推進を図るため、財団法人東京都島しょ振興公社への貸付を充実すること。島しょ地域の持続的な発展と各島の特色、魅力発信のための取り組みを支援するとともに、魅力再発見、ブランド化、地域資源の有効活用、移住・定住促進、ワーケーション、デジタル技術を活用した社会課題解決等の取り組みを推進すること。(総務局)
- (4) 島しょ地域における防災対策を推進すること。(総務局)
- (5) 小笠原村の交通アクセス改善のための航空路開設については、早期実現に向けて具体化させること。小笠原定期航路維持のため補助すること。(総務局、環境局)
- (6) 小笠原村の住宅不足については、環境保護や景観保全を図りつつ、小笠原諸島離島振興開発計画を踏まえ、ファミリー向けの住宅整備を進めること。(総務局)

(DXの推進)

- ☆1 都庁のDX推進にあたっては、デジタルに置き換えるだけでなく仕事の質ややり方そのものを変革するとともに、申請の処理期間短縮、わかりやすく煩雑な各種申請手続きの改善など、都民にメリットがある取り組みを行うこと。手続きに加えて現場業務のデジタル化推進にも積極的に取り組み、職員の負担軽減、業務の効率化を進めること。(デジタルサービス局)
- ☆2 デジタルを活用した窓口業務の改善を行う際には、障がいのある都民への対応も念頭において取り組むこと。また、窓口だけでなく、一連の業務がデジタルで完結するよう、関連業務まで含めたデジタル化、連携を行うこと。(デジタルサービス局) 再掲
- ☆3 こどもDXの推進により、子ども・子育てにかかる支援サービスを行政の垣根を越えてつなげ、プッシュ型、ワンストップなど、利用者本位に変革すること。またPMHを活用し、医療費助成や予防接種の申請ができるようにすること。(デジタルサービス局) 再掲
- 4 デジタル人材の確保・育成のため、リスクリング人材強化研修、伴走型若手DX人材育成事業などを実施すること。(デジタルサービス局) 再掲

- 5 都のサイバーセキュリティ対策については、新たにクラウドサービス利用時のセキュリティ強化、一元的なセキュリティセンターの構築、サイバー攻撃対策の強化などに取り組むこと。(デジタルサービス局)
- ☆6 スマートシティの推進では、都市の課題解決に資するよう、適切なKPIを設定し進捗や効果を管理、公表すること。なかでも、ユニバーサルコミュニケーションの技術開発を一層進め、日常生活の中にある音声情報を可視化するサービスが加速的に広がるよう取り組むこと。(デジタルサービス局)
- 7 デジタルデバイドの是正については、高齢者向けの取り組みに加えて、障がいのある方のアクセシビリティ向上支援などに取り組むこと。(デジタルサービス局)
- 8 区市町村におけるDX推進について、デジタル人材の育成支援に引き続き取り組むとともに、島しょ地域等デジタルコンサルティング事業、区市町村におけるDX共同化促進事業などに取り組むこと。(デジタルサービス局)
- 9 東京データプラットフォームの運用など、データ利活用を推進すること。都庁のシステム・ネットワークの整備・運用管理、各局デジタルツール共通基盤の整備、生成AI利用などについても取り組むこと。(デジタルサービス局)
- ☆10 GovTech東京については、都民の税金から出資することを踏まえ、透明性を確保するとともに、チェック可能なガバナンス・経営管理体制を構築すること。(デジタルサービス局)
- ☆11 離島や離島航路、山間部における通信困難地域の解消に向けて、衛星通信も活用し、より一層の取り組みを進めること。(デジタルサービス局) また、通信困難地域の解消にあたっては、平常時の通信に加えて、災害時の通信途絶防止、インバウンド需要の取り込みやユニバーサルサービスなど、都政のさまざまな観点から、総合的に取り組みを推進すること。(総務局、産業労働局)
- 12 Open Roaming対応Wi-Fiの整備については、都有施設への整備に加えて、今後、都民のだれもが簡単に接続できるような計画について検討すること。(デジタルサービス局)

(税)

- 1 受益と負担という、地方税の原則をゆがめているふるさと納税については、廃止も含め国に強く是正を求めること。また、都としての対応についても検討すること。(主税局)
- 2 償却資産にかかる固定資産税の申告期限については、現在1月1日時点の償却資産にかかる税の申告が1月31日であり、事業者の負担が重いことから、決算期に合わせるなど、見直しに向けて国等と連携して取り組むこと。(主税局)
- ☆3 都税事務所における窓口対応として、バリアフリー化、筆談やアプリの活用、遠隔手話通訳サービスの利用など、引き続き柔軟かつ丁寧な対応に努めること。(主税局) 再掲
- ☆4 税務行政のデジタル化や納税者サービス向上の実現に向け、税務基幹システムの再構築に取り組むこと。その際、業務フローの見直し、情報やデータの可視化など、デジタルによる業務効率化に向けて、業務改革を徹底すること。(主税局)

- 5 キャッシュレス納税の拡大に取り組むとともに、より一層の利便性向上に取り組むこと。(主税局)
- 6 3年ごとの固定資産税評価額見直しに向け、標準宅地の時価を算定し、主要な街路の路線価を付設すること。(主税局)

(公営企業経営の不断の見直し)

- 1 水道事業が国土交通省に移管され、下水道事業と一元化されたことを踏まえ、さらなる都民サービスの向上に向けて、連携を強化すること。(水道局)
 - 2 ポンプ所の耐震化を推進するとともに、とりわけ国の緊急点検結果で最低の耐震化率となっていた浄水施設については、安定給水に十分配慮しながらも、耐震化の推進に積極的に取り組むこと。(水道局)
 - 3 水道事業の公営化を堅持すること。(水道局)
 - 4 下水排出基準を満たさない事業者への指導に引き続き取り組むこと。(下水道局)
 - 5 ビルピット臭気対策について、引き続き、関係各局と連携して、取り組む推進すること。(下水道局)
- ☆6 人材確保の観点からも、カスハラ防止対策を推進するとともに、職員に対するメンタルヘルス対策を強化すること。また、合理的配慮が必要な乗客への対応が、引き続き適切になされるよう取り組むこと。(交通局) 再掲
- 7 駅エスカレーターにおいて、歩かず立ち止まって利用するよう、ナッジによる行動変容を促すなど、取り組む強化すること。(交通局)
 - 8 浅草線脱線事故を踏まえて、都営地下鉄の運行に安全を期すること。また、駅施設等での都市型水害、大規模水害対策を実施するとともに、地下鉄施設の耐震化をさらに推進すること。(交通局)
 - 9 都営地下鉄と相互乗り入れしている私鉄とも連携して、サービスの向上に努めること。三田線・目黒駅などでも、都営地下鉄ワンデーパスが購入できるよう検討すること。(交通局)
 - 10 都営交通におけるさまざまなイベントやキャンペーンについては、効率的で効果的なものになるよう努めること。(交通局)
 - 11 都営交通協力会については、労働局からの行政指導や不明金に関する問題などを踏まえ、地下鉄駅のあり方も含め、真摯に向き合い対応すること。(交通局)
 - 12 ドアの開閉を光の点滅で知らせるなどの「人にやさしい車両」の導入を推進するとともに、地下鉄駅への翻訳機能のあるディスプレイの導入をさらに拡大すること。(交通局) (再掲)